

# 石川県中央会 会報

## No.1

### 目 次

#### 巻頭セミナー

- ◆「企業価値をみる」日本福祉大学経済学部 助教授 中村智彦氏 .....2

#### 会員関係

- ◆春の叙勲・褒章 受章の方々 ..... 4

#### トピックス

- ◆中小企業の経営革新について（石川県経営支援課） .....5
- ◆産学・産業間連携支援について（石川県産業政策課） .....6
- ◆石川県制度金融一覧 .....9
- ◆県内各市の融資制度一覧 .....12

#### 中央会事業だより

- ◆平成17年度表彰式並びに第50回 中央会通常総会開催される .....23
- ◆中央会表彰式 受賞の方々 .....24
- ◆平成17年度 中央会事業について .....27
- ◆第29回 青年中央会通常総会開催される .....30
- ◆第22回 石川県中小企業団体事務局協議会通常総会開催される .....31
- ◆第5回 中央会女性部通常総会開催される .....32

#### 中央会からのお知らせ

- ◆平成16年度 県内新設組合紹介 .....33
- ◆平成17年度 中央会事務局組織図 .....34
- ◆第57回 中小企業団体全国大会（北海道）のご案内 .....35
- ◆個別専門相談室開催のご案内 .....35
- ◆日本デュアルシステム参加のお誘い .....36
- ◆65歳雇用導入プロジェクト事業だより .....37
- ◆県内の情報連絡員報告（5月） .....39

# 企業価値をみる

(日本福祉大学経済学部 助教授 中村 智彦氏)

ライブドアとフジテレビの買収劇は、ある意味で企業間の問題がこれほど一般の人たちで話題になったと言う点で奇異な例だと記憶されるだろう。事実、欧米のマスコミでは、この買収劇そのものよりも、日本での反応に関心が集まっていた様子だ。

さて、多くの企業経営者は、「突然、知らない人間が買収を仕掛けてきたら脅威だ」という感想を持ったかも知れない。しかし、現実的に考えれば株式公開を行っていない企業を、全くの第三者が買収を仕掛けるということは不可能に近い。だから、大半の中小企業経営者には、そうした心配は杞憂にしか過ぎないだろう。

ただ、今回の一連の騒動から、中小企業経営者は学ぶことがあるとすれば、いったいどう言ったことなのだろうか。

## 敵対的買収とは誰にとって敵対なのか

ある中小企業経営者とお話をしたところ、「今回のライブドアの買収手法は、幼稚だ。」と笑いながら話していただけた。この経営者は、以前、日本の大手企業に勤務し、1970年代後半にアメリカで企業買収を手がけた経験を持っている。

彼の見解では、企業買収には大きく分けて二通りあり、相手企業の事業を吸収することによって自社の競争力を増す目的で行うものと、もう一つは買収後に、その事業を改めて売却し利益を出すことを目的に行うものがある。今回のライブドアの動きは、前者を主張しながら、実際の動きは后者であり、そこが問題視されたのだと指摘する。

彼は、大切なのは、企業の価値をどのように判断するかという点だという。企業の価値は、(1)不動産 (2)知的所有権 (3)看板代(知名度) (4)ノウハウ (5)人材の合計だ。(1)、(2)、(3)の価値判断は、比較的分かりやすい。しかし、問題は、(4)ノウハウと(5)人材だ。

「そもそも、企業を買収するというのは、モノを買うのではないはず。事業そのものが必要だから買うわけです。だとすれば、ノウハウとそれを保有する

人材は、絶対に温存しつつ買収しなければならない。」

ライブドアでは、当初、相手側事業が時代遅れだとか、大幅に立て直すと言った発言を繰り返した。こうした行動は、買収を行う手法としては、考えられない。

「現在いる人材に不安感を与え、優秀な人材、つまり商品価値が高い人材ほど、他社へ流出する。経営者には敵対するかも知れないが、従業員に敵対するわけではないというアピールを注意深く流すことが、企業買収では最も重要な点だ。」

1970年代から1980年代に、派手なパフォーマンスで敵対的買収を仕掛け、その結果、買収には成功したものの、人材の流出と市場でのイメージを低下させ、事業そのものの競争力を低下させてしまった事例が多く出た。

「常識的に考えれば、当たり前の話で、企業を不動産や知的所有権や看板代といった価値だけで判断し、それらをバラバラにして売却して利益を上げようという考えなら、それはそれで理解できるが、それはまた別のビジネスだ。」

ライブドア側が、日本放送の社員の反発に困惑し、途中から「従業員『様』」と呼びかけて失笑を買っていたのも、こうしたところに理由があるのだ。

## あなたの企業をいくらで売りますか

中小企業だといえ、企業の商品化の流れに無縁であるとはいえない。近年、中小企業のM&A市場が成長しつつある。競争の中で同業他社を買収、合併し、スケールメリットで生き残ろうと言う動きがあるほか、後継者難から売却を行う例などが増加している。日本の中小企業に関心を持っているのは、国内企業ばかりではなく、海外の企業も高い関心を持っている。

以前、ある北陸地方の中小企業買収を調査したことがある。かつては高い開発力を持ち、多くの知的所有権を持ちながら、主要取引先の低迷の影響を受け、経営が悪化、売却を決断した。中国の大手企業が、この企業を買収したのだ。買収金額は、結果的

に見れば、非常に安かった。大手企業は、この中小企業を買収したことで、日本市場への進出を進められ、さらに日本の大手流通企業との提携による事業再建に成功させた。買収側は、最初からこの中小企業に高い収益性があると期待していた。しかし、売却した経営者は、どれほどの価値が自社にあるか、残念ながら適正な判断をしていたとは思えない。それは、その後の事業展開に驚く経営者の表情から伺うことができた。

しかし、自社を売却することと仮定して、どれくらいの価値があるか考えてみたことはあるだろうか。果たして、自社の価値をきちんと把握できているだろうか。土地や建物の市場価格の上下だけに一喜一憂しているようでは、これからの経営の舵取りは難しい。

## ノウハウ = 暗黙知

さて、中小企業の強みとはどこにあるのか。先の社長の発言を考え見よう。彼は、「企業価値で重要なのはノウハウの部分だ」という。企業の価値は、不動産 = 設備機器などや、知的所有権 = 文書化された情報だけで発揮されるものではない。すなわち、文書化できない知識 = 「暗黙知」に、その多くが凝縮されている。そして、その「暗黙知」は、従業員の中に蓄積されているものだ。今回のライブドアの買収手法では、こうした従業員と「暗黙知」を評価しないかの言動が、不興を買った。しかし、中小企業経営者の中にも自社の「暗黙知」を評価できていないケースが少なくない。

愛知県のある企業経営者は、経営難に陥り、改めて従業員の採用時に提出した履歴書を眺めていて、あることに気がついた。「いかに従業員のことを知らないまま使っていたか。どんな特技や能力や資格を持っているかを忘れていた。」この経営者は、改めて一人一人の従業員に面接を行い、その中から新しい事業の創出に成功した。「自分の会社の価値、従業員の価値に自分は気がついていなかった。あのまま履歴書を広げなければ、気がつかないまま事業を整理していただろう。」経営が軌道に乗り、マニュアル化しておけば、従業員の個人の資質など関係ないと慢心していたと語る。マニュアル化されたものは、同時に自社でなくとも、他社でも簡単に真似できるも

のだということをおぼえていたと語った。

実際、「暗黙知」を失った企業の将来は、暗い。マニュアル化 = 文書化された作業だけで運営されている企業は、競合相手との差別化ができず、その仕事は簡単に奪われるだろう。もっと言えば、誰でもできる作業なら、人件費の安い海外に移転することだってありえる。

## 「暗黙知」を創造する人材育成

今回のライブドアとフジテレビの騒動は、様々な視点から考えることができるが、中小企業経営者にとっては、自社を仮に売却するとして、どれくらいの価値があるのか。また、その価値を高めるためには、どうすべきかという課題を提示してくれたとも考えられる。

自社の価値を高めるために、中小企業経営者は、どういった手法を取れるだろうか。今、若手経営者たちと会うと、重要課題は「人材育成だ」と口を揃える。特に中小企業にとって、他の企業に簡単には真似されないノウハウ = 「暗黙知」を、自社の中でどう再評価するか、どう構築していくか、どう継承していくのかが、競争が激しくなる中で不回避な課題となっている。そして、その「暗黙知」を創造するのは人材に他ならないのである。

これから先の連載の中で、経営者たちはどんな努力をしているのかを紹介していきたいと考えている。



中村 智彦  
(なかむら ともひこ)

### 【研究調査のテーマ】

中小企業論(中小企業間ネットワーク、中小企業政策など)  
地域経済論(商店街問題、企業誘致、地方自治体による産業支援問題など)  
☆フィールドでの調査や研究を得意としております。個人的趣味から、最近のニッチ市場やマニア市場なども関心の対象です。

### 【学歴/職歴】

- ・ 1988 上智大学文学部国文学科卒業
- ・ 1996 名古屋大学大学院国際開発研究科修士課程国際協力専攻修了
- ・ 1999 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程国際協力専攻修了
- ・ 1999 博士号(学術/名古屋大学)取得
- ・ 2001～ 日本福祉大学経済学部 助教授
- ・ 2001～ 日本福祉大学大学院 情報・経営開発研究科 助教授
- ・ 2004 関西大学経済学部・商学部 非常勤講師
- ・ NHK教育テレビ「21世紀ビジネス塾」など専門家講師として多数 活躍中

## 春の叙勲・褒章受章の方々(会員関係)

平成17年春の叙勲・褒章受章者が決定され、本会会員関係では、次の方々がその榮譽に輝かれています。心からお喜び申し上げます。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

### 旭日双光章

(敬称略)

石野 邑 一 (75歳)

功績：中小企業振興功労

現 石川県プレス工業協同組合 常任理事  
金沢市

橋 詰 三右衛門(82歳)

功績：食品衛生功労

現 石川県醤油協同組合連合会 理事  
小松市

松本 吉典 (74歳)

功績：保健衛生功労

石川県医師協同組合 組合員  
金沢市

山 森 勇 (71歳)

功績：専門工事業振興功労

元 穴水建設業協同組合 理事  
鳳珠郡穴水町

### 瑞宝単光章

山上 義正 (69歳)

功績：伝統工芸業務功労

元 九谷上絵協同組合 理事  
能美市

### 藍綬褒章

中山 賢一 (63歳)

功績：産業振興功績

現 石川県染色団地協同組合 理事長  
小松市

### 黄綬褒章

向河原 辰郎 (77歳)

功績：業務精励 (木材販売業)

現 石川県木材協同組合連合会 会長  
金沢市

安田 信一 (77歳)

功績：業務精励 (自動車整備業)

石川県自動車整備商工組合 組合員  
石川郡野々市町

筒前 義樹 (75歳)

功績：業務精励 (建設大工・卓越技能)

現 石川県建築工事協同組合 組合員  
小松市

川田 精義 (66歳)

功績：業務精励 (建設業)

現 七尾鹿島建設業協同組合 理事長  
七尾市

山西 隆 (63歳)

功績：業務精励 (建築工事業)

現 石川県建設大工協同組合 理事長  
石川郡野々市町

明石 巖 (62歳)

功績：業務精励 (銅合金鋳物製造業)

現 石川県鉄工団地協同組合 理事長  
金沢市

# 中小企業の経営革新について（石川県経営支援課）

法律に基づく経営革新の承認を得るためには、計画が以下の要件を満たしていることが必要です。

## ① 新しい取組みであること

企業の取組む内容が、自身にとって新しい取組みである

企業の取組む内容が業界や地域において一般的なものではない

### ・新製品の開発 【A社：食品(味噌)製造業】

味噌の消費減少・ニーズの多様化に対応するため、独自の製法による風味を損なわない顆粒タイプの味噌を開発。

即席味噌汁・味噌風味調味料・スープ等を新たに商品化

### ・新しいサービスの提供 【B社：機械修理・メンテナンス業】

自社内に修理・メンテナンスのノウハウを蓄積(従業員の教育)、自社で修理した機械や部品の情報化(世界中の約2,000機種)。

国内企業への海外工場への機械移設サービスを新たに開始

### ・新しい生産方式の導入 【C社：機械部品製造業】

従来は切削加工で部品を製造。コスト削減要求に対応するために、新しい加工方法を研究。

金型を工夫したプレス加工による大幅なスピードアップに成功

### ・新しい販売方式の採用 【D社：菓子類卸売業】

従来は地域の小規模素スーパーが主要顧客であったが、大型店の進出により顧客が減少。

省スペース棚を開発し、書店やレンタル店への販路を開拓

## ② 以下の数字が一定の割合で上昇すること

1. 経営革新計画では、計画期間(3~5年)終了時に、

**付加価値額** → 決算書中の **営業利益 + 人件費 + 減価償却費**

または、

**一人あたり付加価値額** → **付加価値額 ÷ 従業員数**

のいずれかが、**3年：9%、4年：12%、5年15%以上の伸び**を示している必要があります。

2. 同じく計画期間終了時に、**経常利益が3年：3%、4年：4%、5年5%以上の伸び**を示している必要があります。(※平成17年4月以降新たに追加される要件です)

### こんな支援があります

法律に基づく経営革新計画を作成し、承認を得た企業に対しては、

- 政府系金融機関の低利融資制度
- 信用保証協会の別枠保証制度
- 県制度融資（経営革新等支援融資）

などの支援策が用意されています。(支援策の実行に際してはそれぞれ個別に条件がございます)

### 手続きの流れ

経営革新計画における手続きは、概ね以下のようになります。

申請書(経営革新計画)の作成 → 県へ申請書を提出 → 審査会での審査  
各種支援策への申込み ← 承認書の交付

### お問い合わせ先

## 石川県商工労働部経営支援課 経営支援係

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎12階)

電話：076-225-1521 FAX：076-225-1523

E-mail: keikin@pref.ishikawa.jp ホームページ: <http://www.pref.ishikawa.jp/kinyuu/kinyuu/keieikakushin.htm>

# 産学・産業間連携支援について

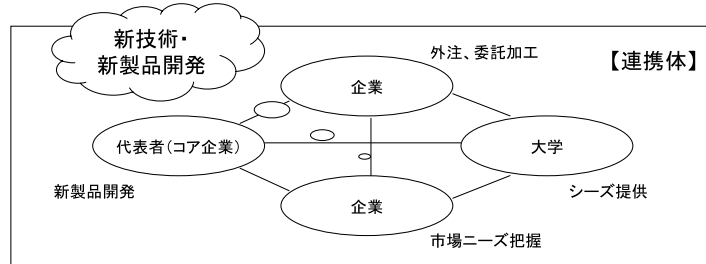
## (石川県産業政策課)

### 連携体の要件

- ・ 企業間、企業や大学等によって構成される2者以上の連携であること
- ・ 新製品、新技術の開発を目的とした連携であること
- ・ 相互補完的な関係であって、連携体の構成メンバー間の役割分担が明確になっていること

注) 建物の建設等を目的とした

共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係などは、「連携」とはみなしません。



## 産学・産業間連携支援体系の概要 (平成17年度)

補助金の名称	F/S (予備的調査)		研究開発	実用化	
	産学・産業間連携大型研究開発プロジェクト支援事業	新技術・新製品開発事業化可能性調査(産学・産業間連携枠)			新技術・新製品開発事業化可能性調査(一般枠)
対象事業	国等の研究開発助成事業に応募しようとする前段階で実施する予備的調査	県内中小企業と大学等の連携体が実施する新技術・新製品等の研究開発において必要なF/S調査(実用化可能性調査、市場調査等)	県内中小企業等が実施する新技術・新製品の研究開発・新分野進出において必要なF/S調査(実用化可能性調査、市場調査等)	産学・産業間連携研究開発事業費補助金	産学・産業間連携新豊かさ創造実用化プロジェクト推進事業
対象者	企業、大学等からなる連携体の代表者(県内企業)(*)	企業、大学等からなる連携体の代表者(県内中小企業)	県内中小企業、組合	企業、大学等からなる連携体の代表者(県内中小企業)	企業、大学等からなる連携体の代表者(県内企業)(*)
補助対象経費	①材料・消耗品費 ②旅費 ③謝金 ④機器・設備等賃借料 ⑤委託費⑥その他の経費		①直接人件費 ②構築物資 ③機械装置費 ④材料・消耗品費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦連携体委託費 ⑧その他の経費	①直接人件費 ②構築物資 ③機械装置費 ④材料・消耗品費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦連携体委託費 ⑧その他の経費	①直接人件費 ②構築物資 ③機械装置費 ④材料・消耗品費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦連携体委託費 ⑧その他の経費
補助率及び補助金額	200万円以内委託	100万円以内委託	200～1,000万円補助率1/2	年間2,000万円以内補助率2/3(2年間で最大4,000万円)	
対象期間	4ヶ月程度		1年以内(年度跨ぎ可)	2年以内(年度跨ぎ可)	
提案に必要な書類	①提案書 ②連携体を構成する企業の最新の決算書		①提案書 ②最新の決算書	①計画書 ②連携体を構成する企業の最新の決算	
採択方法	書面審査及び審査会における発表を経て、採択を決定				
募集回数	年2回予定		年1回	年2回予定	
スケジュール(予定)	1回目	募集(6月10日)⇒審査会(6～7月)⇒内定(6～7月)⇒契約(7～8月)	募集(6月10日)⇒審査会(6～7月)⇒内定(6～7月)⇒契約(7～8月)	募集(6月10日・24日)⇒審査会(6～7月)⇒内定(6～7月)⇒交付決定(7～8月)	
	2回目	募集(10～11月)⇒審査会(11～12月)⇒内定(11～12月)⇒契約(1～2月)		募集(10～11月)⇒審査会(11～12月)⇒内定(11～12月)⇒交付決定(1～2月)	
問い合わせ先	(財)石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部 TEL:076-267-6291		(財)石川県産業創出支援機構経営支援部 TEL:076-267-1145	石川県商工労働部産業政策課技術振興開発支援グループ TEL:076-225-1513	(財)石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部 TEL:076-267-6291
ホームページ	各種の募集要項・提案書様式等は、下記のホームページから入手できます。 <a href="http://www.pref.ishikawa.jp/syoko/renkeihojokin/index.htm">http://www.pref.ishikawa.jp/syoko/renkeihojokin/index.htm</a>				

(\*) 大企業も応募可能です。

## 平成17年度 制度金融の改正について

### 1 中小企業のニーズに対応した融資条件の緩和

平成16年度から事業用地取得費を融資対象に追加したこともあり、土地や建物等について、耐用年数が長期であることに考慮し、毎月の償還金の負担を軽減するため、設備資金制度の償還期間を延長します。

対象制度： 地域商工業活性化融資（企業活性化支援分を除く）  
 経営革新等支援融資  
 事業転換支援融資  
 企業立地促進融資

改正内容： 設備資金の償還期間を10年から15年に延長  
 （ただし、償還期間10年超の場合は、変動金利とし、借入時に選択してもらうこととします。）

例）地域商工業活性化融資（一般分）の場合

融資期間： 設備資金 10年以内

→ 設備資金 15年以内

融資利率： 1.7%、付保1.2%（固定金利）

→ 償還期間10年以内：1.7%、付保1.2%（固定金利）

償還期間10年超：1.65%、付保1.15%（変動金利）

### 2 石川ブランド創出支援事業対象企業への金融支援

全国的、国際的に競争力のある技術基盤・独自のノウハウを有し、ニッチ市場での優位性を確保できる企業を創出する「石川ブランド創出支援事業」の対象企業に対する融資制度を創設します。

#### (1) 次世代型企业群創成事業に対する金融支援

次世代型企业に認定された企業が短期間に飛躍的に成長するための集中的な設備投資等に対応するため、経営革新等支援融資（経営革新分）の融資限度額に特例を設けるとともに、その保証条件についても緩和します。

経営革新等支援融資（経営革新分）

限度額：2億円（うち運転資金5千万円）

→ 次世代企業で推薦を受けたものについては、4億円（うち運転資金1億円）

保証条件：無担保枠8千万円の別枠保証を利用可能（保証人は保証協会所定）

→ 次世代企業で推薦を受けたものについては、1億8千万円まで無担保保証を利用可能（第三者保証人不要）

#### (2) 産学・産業間連携事業対象企業に対する金融支援

（モノづくり再生支援プログラムと同様の優遇条件）

平成17年度に創設する産学・産業間連携事業の補助金を受けた企業に対しては地域商工業活性化融

資（一般分）の融資利率を0.2%優遇します。

地域商工業活性化融資（一般分）

償還期間10年以内：1.7%、付保1.2%（固定金利）

償還期間10年超：1.65%、付保1.15%（変動金利）

→ 産学・産業間連携事業対象企業については、

償還期間10年以内：1.5%、付保1.0%（固定金利）

償還期間10年超：1.45%、付保1.0%（変動金利）

※その他、貸与制度についてもモノづくり再生支援プログラムと同様に優遇します。

- ・（財）石川県産業創出支援機構の県単貸与制度の対象に追加

〔国の貸与制度：従業員20人以下〕  
〔県単貸与制度：従業員300人以下〕

- ・（財）石川県産業創出支援機構の貸与制度、（社）石川県鉄工機電協会の延払い貸与制度に対する特別利子補給（0.75%）の対象に追加  
実質貸与損料：2.75%→2.00%

### 3 その他

- (1) 大規模事業所移転に伴う要件緩和措置の終了

①地域商工業活性化融資（商業振興分）の対象地域緩和の終了

大規模事業所移転周辺地域（1km以内）対象化の終了

②経営安定支援融資（特別分）の要件緩和の終了

大規模事業所移転周辺地域（1km以内）対象地域企業の要件緩和

（売上減少10%→5%）の終了

- (2) 償還猶予制度及び創業者支援融資（中高年齢者創業支援分）を1年延長

期限：H17.3→H18.3



# 商工労働部所管 制度金融一覧表

平成 17 年 4 月 1 日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

制度名	融資対象	資金使途	融資条件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課		
			限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担保	付保	保証料(年)%					
地域商工業活性化融資	[一般分] 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の新増設等や機械設備、店舗設備等の導入を行う者で投資総額 500 万円以上のもの	設備資金	50,000 (特認 200,000)	15 年以内 (2 年以内)	1.70 以内 (付保の場合 1.20) ただし、期間が 10 年超の場合は、変動金利 1.65 以内 【産学・産業関連連携支援分】 (付保の場合 1.15) 1.50 以内 (付保の場合 1.00) ただし、期間が 10 年超の場合は、変動金利 1.45 以内 (付保の場合 1.00)	金融機関所定の扱い	任意	有担保 1.01 無担保 1.04	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	経営			
	[商業振興分] 大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する中小事業者等で上記の設備投資を行うもの	事業資金	50,000 (特認 200,000) ただし、運転資金は 10,000 千円まで	設備 15 年以内 (2 年以内) 運転 7 年以内 (1 年以内)	(付保の場合 1.00) ただし、期間が 10 年超の場合は、変動金利 1.45 以内 (付保の場合 1.00)	金融機関所定の扱い	任意	有担保 1.01 無担保 1.04					
	[企業活性化支援分] ①新製品開発、新分野開拓などの構造改革への対応を行うもの ②受注の確保、販売の促進などの事業拡大を行うもの ③企業のイメージアップ、人材育成などの企業体質の改善を行うもの	運転資金	30,000 ただし、一般分、商業振興分と併用する場合は、合計 200,000 千円の範囲内	5 年以内 (1 年以内)	1.70 以内 (付保の場合 1.20)								
経営革新等支援融資	[経営革新支援分] 法律の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は大臣の承認を受けたもの	事業資金	200,000 ただし、運転資金は 50,000 千円まで	設備 15 年以内 (3 年以内) 運転 7 年以内 (1 年以内)	1.50 以内 (付保の場合 1.00) ただし、期間が 10 年超の場合は、変動金利 1.45 以内 (付保の場合 1.00)				金融機関所定の扱い	任意	0.70	経営革新計画の承認書を添えて取扱金融機関	支
	[海外展開支援分] 県内における事業規模の縮小等を伴わずに実施する海外での生産等に係る事業所の設置や、販路開拓等を行うもの		経営革新支援分について、次世代企業として認定され、知事の推薦を受けた企業※			左記※の企業について保証付きの場合 無担保枠 180,000 千円 第三者保証人不要	有担保 0.91 無担保 0.94	知事の認定書を添えて取扱金融機関					
	[情報技術活用支援分] 企業内外ネットワークの整備等による業務の効率化及び生産工程の自動化等による生産の効率化を図るための情報技術 (IT) 化投資を行う者で、その投資額が 500 万円以上であるもの		400,000 ただし、運転資金は 100,000 千円まで										
事業転換支援融資	事業資金	50,000 (特認 200,000) ただし、運転資金は 20,000 千円まで	設備 15 年以内 (3 年以内) 運転 7 年以内 (1 年以内)	1.50 以内 (付保の場合 1.00) ただし、期間が 10 年超の場合は、変動金利 1.45 以内 (付保の場合 1.00)	金融機関所定の扱い				任意	有担保 1.01 無担保 1.04	商工会議所、商工会又は(財)石川県産業創出支援機構の認定書を添えて取扱金融機関	支	
						3 年以上同一の事業を行っている者で、 ①中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行うもの ②他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5 年以内に全売上高の 20% 以上を占めることが見込まれるもの							
創業者支援融資	事業資金	20,000 ただし、運転資金は 10,000 千円まで 事業開始前の場合には事業費の 4/5 以内	設備 7 年以内 (1 年以内) 運転 5 年以内 (1 年以内)	1.60 以内 【中高年齢者創業支援分】 ただし、45 歳以上の開業者については 1.30 以内	原則として無担保	必須	有担保 1.01 無担保 1.04	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	課				

(設備投資、経営革新、新規創業等に)  
構造改革支援資金

石川県制度金融一覧 (その 1)



制度名	融資対象	資金使途	融資条件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課	
			限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担保	付保	保証料(年)%				
(売上げ減少、災害対策等経営安定に) 経営安定支援資金	小口融資	①商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって従業員40名以内(商業・サービス業10名以内)・特別小口(無保証人)の場合 小規模企業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))等 ・当座貸越の場合 小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を満たすもの ②季節資金は、小規模企業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))	①事業資金 15,000 無保証人の場合 12,500 当座貸越の場合 5,000	設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内) 当座貸越 2年以内	当座貸越 変動金利	1.60以内(変動) 1.65以内	原則として無担保	必須	有担保 0.71 無担保 0.74 無保証人の場合 0.50	原則として市町の指定する金融機関	商工会議所又は商工会を經由のうえ(当座貸越の場合は推薦書を添えて)取扱金融機関	経 営 支 援 課
		②季節資金(益・年末)	3,000	6か月以内		1.65以内	金融機関所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	取扱金融機関	取扱金融機関	
	経営安定融資	[一般分] ①から④のいずれかの要件を満たす者 売上減少率 ①最近3カ月10%以上 ②最近6カ月5%以上 欠損金 ③前期事業年度で税引後欠損金 ④当期事業年度で税引前欠損金見込 [特別分] 天候不順等の影響を受けているもの	80,000	7年以内(2年以内)		1.50以内(付保の場合1.00)	金融機関所定の扱い	任意	有担保 0.71 無担保 0.74	商工中金 東京三菱銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 UFJ銀行 北國銀行 北陸銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工会の認定書を添えて取扱金融機関 ただし、再生支援分については、商工会議所、石川県商工会連合会、又は(財)石川県産業創出支援機構の推薦書を添えて取扱金融機関	
		[再生支援分] 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けているもの										
	[資金繰り支援分] 売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証を利用可能なもの(経営安定関連保証に係る市町長の認定書を有しているもの)	80,000 (特認 280,000)	7年以内(1年以内) 10年以内(1年以内)	実情に応じ	1.75以内 ただし、期間が7年超の場合は、変動金利 1.65以内	保証協会所定の扱い	必須	0.80				
連鎖倒産防止・災害対策融資	①国の指定する倒産事業者の関連中小企業者等 ②①以外の倒産事業者の関連中小企業者等	50,000	7年以内(2年以内)		1.50以内	金融機関所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	①市町長の認定書を添えて取扱金融機関 ②取扱金融機関			
	地震、火災、風水害等により被害を受けたもの	設備資金 1災害につき 50,000							市町長等の被災証明書を添え取扱金融機関			
(県外企業等の新規立地に) 企業立地促進融資	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金 500,000 (投資額の2/3以内)	15年以内(2年以内)		1.50以内 ただし、期間が10年超の場合は、変動金利 1.45以内	金融機関所定の扱い	任意	有担保 0.91 無担保 0.94	商工中金・東京三菱銀行 みずほ銀行・三井住友銀行 UFJ銀行・北國銀行・北陸銀行 福井銀行・富山第一銀行 福邦銀行・信用金庫・信用組合 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	産業立地課	
(労働関係) 勤労者育児・介護休業融資	育児・介護休業を取得中の者であって、育児・介護休業期間終了後、復職することが確実な者	生活資金 1,000	5年以内(1年以内)		1.075	連帯保証人1名	必須	0.18	労働金庫	取扱金融機関	労働企画課	

(観光交流局関係)

制度名	融資対象	資金使途	融資条件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課	
			限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担保	付保	保証料(年)%				
(観光関係設備資金)	観光施設整備資金	設備資金	100,000 (特認 200,000)	10年以内 (3年以内)	1.70以内	金融機関 所定の い	任意	有担保 無担保	1.25 1.35	商工中金・東京三菱銀行 みずほ銀行・三井住友銀行 UFJ銀行・北國銀行・北陸銀行 福井銀行・富山第一銀行 福邦銀行・信用金庫・信用組合 信用農業協同組合連合会	取扱金融機関 特認の場合は 知事の認定書 を添えて	交流政策課
	民宿整備資金	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	1.50以内							

(健康福祉部関係)

制度名	融資対象	資金使途	融資条件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課	
			限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担保	付保	保証料(年)%				
(バリアフリー関係)	バリアフリー施設整備促進融資	設備資金	新築等 30,000 (工事費の20%以内) 改修 10,000	10年以内 (3年以内)	1.00以内	金融機関 所定の い	任意	有担保 無担保	0.91 0.94	商工中金・東京三菱銀行 みずほ銀行・三井住友銀行 UFJ銀行・北國銀行・北陸銀行 福井銀行・富山第一銀行 福邦銀行・信用金庫・信用組合 信用農業協同組合連合会	知事の認定書を 添えて取扱金融 機関	厚生政策課
石川県バリアフリー社会の推進に関する条例及び同規則に基づき、整備基準に適合した公益的施設の整備を行う事業者												

(環境安全部関係)

制度名	融資対象	資金使途	融資条件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課	
			限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担保	付保	保証料(年)%				
(環境保全関係)環境保全資金	環境保全のための施設の設置等、知事の適格証明書の交付を受けた中小企業者又は組合	事業資金	50,000 (特認 100,000) ただし、土壌汚染対策法に基づく措置の場合 100,000	設備 10年以内 5年以内 運転	一般分 1.50以内 特利分 1.50以内	金融機関 所定の い	任意	有担保 無担保	0.91 0.94	商工中金・東京三菱銀行 みずほ銀行・三井住友銀行 UFJ銀行・北國銀行・北陸銀行 福井銀行・富山第一銀行 福邦銀行・信用金庫 信用農業協同組合連合会	知事の適格証明書を添えて取扱金融機関	環境政策課
(産業廃棄物処理関係)産業廃棄物処理施設整備資金	産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却施設の整備事業を行う中小企業者又は組合	設備資金	産業廃棄物最終処分場 500,000 産業廃棄物焼却施設 100,000	10年以内 (2年以内)	1.50以内							

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

【問い合わせ先】

石川県商工労働部経営支援課 (担当：金融グループ)  
TEL (076)225-1522 (直通)

石川県庁：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL (076)225-1111 (代表)

観光関係融資制度：石川県観光交流局交流政策課  
(担当：企画管理グループ)  
TEL (076)225-1126 (直通)

労働関係融資制度：石川県商工労働部労働企画課  
(担当：企画・労働福祉グループ)  
TEL (076)225-1531 (直通)

企業立地促進融資制度：石川県商工労働部産業立地課  
(企業誘致担当)  
TEL (076)225-1517 (直通)

バリアフリー関係融資制度：石川県健康福祉部厚生政策課  
(担当：福祉・管理グループ)  
TEL (076)225-1413 (直通)

環境保全関係融資制度：石川県環境安全部環境政策課  
(担当：企画管理グループ)  
TEL (076)225-1461 (直通)

産業廃棄物処理施設整備関係融資制度：石川県環境安全部廃棄物対策課  
(担当：資源循環推進室)  
TEL (076)225-1474 (直通)

# 加賀市中小企業融資制度一覧表(その1)

平成 17 年 4 月 1 日現在  
 ※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容					取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
			限度額(千円)	期間(うち据置期間)	利率	担保	保証人			
小口事業資金 (一般分) ※小口事業金 (特別小口分) (県と協調)	①一般分の場合は、商工会議所の会員またはそれらの経営指導を受けているものであって従業員40人以上(商業・サービス業10人以上)等	設備資金	15,000	設備 7年以内 (1年以内)	1.600%以内	原則無担保	有担保: 0.71% 無担保: 0.74% ※特別小口分 (無保証人) :0.50%	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内各支店	商工会議所を経由の うえ、取扱金融機関 (随時)	観光商工課
	②特別小口分(無保証人)の場合は、商工会議所の会員またはそれらの経営指導を受けているものであって小規模企業者(従業員20人以上(商業・サービス業5人以上)等)	運転資金	※特別小口分 (無保証人) 12,500 の場合	運転 5年以内 (1年以内)						
小口事業資金 (当座貸越分) (県と協調)	一般分の対象者で、一定の財務要件等をみたく方	事業資金	5,000(極度額) ※ただし、小口事業資金 と併せて15,000以内	2年以内	1.650%以内 (変動金利)	原則無担保	有担保: 0.71% 無担保: 0.74%	商工会議所で推薦書 を取得し金融機関 (随時)		
新規開業事 業転業資金	1年以上市内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金	10,000 (事業費の2/3以内)	設備 7年以内 (1年以内)	1.714%以内	県信用保 証協会の 所定の扱 いによる	1名以上 (法人の場 合は代表 者を含め 2名以上)	有担保: 0.95% 無担保: 1.05%	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫、加賀農業協同 組合の市内及び山中 町各支店	
		運転資金		運転 5年以内 (1年以内)						
	中小企業大学校、加賀商工会議所等が行う開業等に関する講座を修了した者のうち、県内に在住し、新規に開業、事業の転換又は拡大しようとする中小事業者で別に定める要件を具備している法人又は個人	設備資金	20,000 (事業費の2/3以内)	設備 10年以内 (1年以内)						
		運転資金		運転 7年以内 (1年以内)						
組合強化資金	商工会議所の会員である組合、組合員	設備資金	組 合 50,000	設備 7年以内 (1年以内)	1.800%以内	金融機関の所定の扱 いによる	・組合は県信用保 証協会、組合員 はこれに加賀市 転貸保証協会を 加えたいずれか の保証を付する。	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内及び山中 町各支店、商工中金 金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
		運転資金	組 合 員 20,000	運転 5年以内 (1年以内)						
企 業 立 地 金 促 進 資 金	○加賀市産業条例の助成対象となる右記の施設に係る設備投資	ア 工場・物流加工施設    イ 研究所・ソフトウェア業等の事業所    ウ 保養施設    エ 高度化事業を実施する組合    オ 産業振興に係る施設								
	①ア～ウ、オのうち県の地域総合整備資金の貸付を受けるもの	設備資金	500,000 (事業費の2/3以内)	15年以内 (3年以内)	1.425%以内	金融機関の所定の扱 いによる	金融機関の所定 の扱いによる	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内及び山中 町各支店	市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随時)	
	②ア～オの設置	設備資金	300,000 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.450%以内	金融機関の所定の扱 いによる	有担保: 1.25% 無担保: 1.35%			
商店街振興資金	石川県企業立地促進融資制度対象者 (県と協調)	設備資金	500,000 (事業費の2/3以内)	15年以内 (2年以内)	1.500%以内 (ただし、期間 が10年超の場合 は、変動金 利1.45%以内)	金融機関の所定の扱 いによる	有担保: 0.91% 無担保: 0.94%	石川県知事が定める 取扱金融機関	知事の認定書を添え て取扱金融機関 (随時)	
		①地域商店の特性を活かす商店街振興事業を行う振興組合等 ②①に係る組合員で卸売・小売・飲食及びサービス業を営むもの	設備資金	① 100,000 (投下固定資産額の2/3以内) ② 30,000 (投下固定資産額の1/2以内)	10年以内 (2年以内)	1.450%以内	金融機関の所定の扱 いによる	有担保: 1.25% 無担保: 1.35%	北國銀行、北陸銀行、 福井銀行、金沢信用 金庫の市内及び山中 町各支店	市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随時)
運転資金	① 30,000 ② 10,000	5年以内 (1年以内)								

## 加賀市中小企業融資制度一覧表(その2)

制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容					取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課		
			限度額(千円)	期間(うち据置期間)	利率	担保	保証人				保証利率	
商工業振興資金	製造加工業振興資金 日本標準産業分類大分類に規定する製造業者	設備資金	30,000 (事業費の2/3以内)	7年以内 (2年以内)	1.800%以内	金融機関の所定の扱いによる	有担保: 1.25% 無担保: 1.35%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内及び山中町各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	観光商工課		
		運転資金	10,000	5年以内 (1年以内)								
	中小企業業季	中小企業者	運転資金	5,000	6ヵ月以内	1.650%以内	金融機関の所定の扱いによる	---	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内及び山中町各支店		取扱金融機関 (盆:6/15~8/31 年末:11/1~12/30)	
	観光振興資金	旅館業者又は旅館業者を構成員とする組合員	設備資金	30,000	10年以内 (2年以内)	1.600%以内	金融機関の所定の扱いによる	有担保: 1.25% 無担保: 1.35%	商工中金金沢支店		取扱金融機関 (随時)	
運転資金			15,000	5年以内 (1年以内)								
民宿整備資金(県と協調)	①県民宿協会の会員 ②県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	1.500%以内	金融機関の所定の扱いによる	有担保: 1.25% 無担保: 1.35%	石川県知事が定める取扱金融機関	取扱金融機関 (随時)			
勤労者生活安定小口資金 育児・介護業 消費生活協同組合	勤労者	生活資金	1,000	3年以内	2.550%以内	金融機関の所定の扱いによる	未組織労働者 0.80%	北陸労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	観光商工課		
	育児・介護業	育児・介護休業取得者	生活資金	1,000	5年以内	1.050%以内	金融機関の所定の扱いによる	1名以上 未組織労働者 0.80%	北陸労働金庫大聖寺支店		取扱金融機関 (随時)	
	消費生活協同組合	消費生活協同組合	設備資金 運転資金	1,000 9,000	7年以内 1年以内	2.600%以内 1.970%以内	金融機関の所定の扱いによる	---	北陸労働金庫大聖寺支店		取扱金融機関 (随時)	
環境 公害防止施設整備資金	公害防止施設を設置しようとする者	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	1.700%以内	金融機関の所定の扱いによる	金融機関の所定の扱いによる 信用保証一般枠	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、金沢信用金庫の市内各支店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	環境安全課		
他団体の制度金融	※延払いによる機械設備貸与資金	県鉄工機電協会の会員	設備資金	60,000 (特別枠 80,000)	7年以内 (貸与年度内)	2.750%以内 (利子補給 0.5%)	---	連帯保証人 2名以上	対象機械価格額の10%相当額	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会 (協会が定める期間)	観光商工課
	※労働者福利厚生貸付資金	担保力の乏しい労働者(未組織労働者)	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸出限度額に同じ	5~25年以下	生活 8.90% 住宅~ 2.53%	---	連帯保証人 1名以上	有担保: 0.18%以内 無担保: 0.88%以内	労働者信用基金協会	北陸労働金庫大聖寺支店	
	※勤労者貸付金	組織労働者	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸出限度額に同じ	5~25年以下	生活 8.90% 住宅~ 2.53%	金融機関の所定の扱いによる	連帯保証人 1名以上	---	北陸労働金庫大聖寺支店	北陸労働金庫大聖寺支店	

加賀市役所 地域支援部観光商工課 TEL 0761-72-7900  
環境安全課 TEL 0761-72-7890

平成 17 年 4 月 1 日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

**小松市中小企業融資制度一覧表(その1)**

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 条 件					取扱金融機関等	融資申込先	所 轄 課		
				限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担 保	保証人					
経営安定支援	中小企業緊急支援資金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運転資金	20,000	6年以内(6ヵ月以内)	1.50	金融機関所定の扱い		北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 山 第 一 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 商工組合中央金庫	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課		
	中小企業振興資金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	設備資金	40,000	7年以内(6ヵ月以内)	1.60				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課		
	中小企業季節資金	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	夏季・年末の運転資金	5,000	6ヵ月以内	1.65				取扱金融機関 6月15日～8月31日(夏季) 11月1日～12月末日(年末)	商工振興課		
新規立地支援	中小企業立地促進資金	市内で工場等の新・増設を行う中小企業者(一部市外中小企業者の立地も可)	設備資金	100,000 (投資額の3分の2以内)	土地建物 10年以内(1年以内) 機械設備 7年以内(1年以内)	1.55			市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課			
起業支援	起業家支援資金	市内で新たに事業を開始しようとする者(開業後1年未満の者含む)	事業資金	7,000	6年以内(6ヵ月以内)	1.50	信用保証協会所定の扱い	1名以上(法人の場合は代表者を含め2名以上)	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課			
組合支援	組合体質強化資金	市内で1年以上経済事業を行っている組合及び組合員	事業資金	共同 50,000 10,000 転貸	運転 5年以内(6ヵ月以内) 設備 7年以内(6ヵ月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		取扱金融機関	商工振興課			
	高度化事業助成資金	独立行政法人中小企業基盤整備機構の資金助成の対象となった高度化事業を行う組合	設備資金	100,000 (総事業費-独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県融資額)の80%以内	10年以内(6ヵ月以内)	1.60	金融機関所定の扱い	組合の役員	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	商工振興課			
特定目的事業支援	公共事業推進 公商店振興資金	公共事業工事で影響のある商店	運転資金	1,000	3年以内(6ヵ月以内)	1.60	金融機関所定の扱い		北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 山 第 一 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	下水道普及促進課・ 道路課・都市計画課・ 料金業務課		
	都市計画 事業設備資金	市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築・取得する者	建築取得資金	15,000 (費用の40%以内)	耐火建築物 15年以内(6ヵ月以内) その他の建築物 12年以内(6ヵ月以内)	1.60				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	都市計画課		
	環境保全 施設整備資金	公害の発生及び地球温暖化を防止するための施設を整備する中小企業者・組合・個人	環境保全施設資金	個人・会社 5,000 10,000 組合	5年以内(6ヵ月以内)	1.60				市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	環境企画課		
	防火設備 等整備資金	防火区域内における消防用設備をする者	消防用設備資金	一定施設 10,000 20,000	7年以内(6ヵ月以内) 一定施設 10年 (6ヵ月以内)	1.60				消防長の適格証明書を添えて取扱金融機関	消防本部 予防課		
	下水道宅内 工事促進資金	農業集落排水処理区域内での便所等の改造をする者	改造資金	1,600	5年以内	1.05				小松市農業協同組合	市長の適格証明書を添えて取扱金融機関	農務課	
	水洗便所 改造資金	既設の便所を水洗便所に改造する者	改造資金	700	4年以内	無利子				連帯保証人	1名	下水道普及促進課	下水道普及促進課
	地域下水道排水 設備工事促進資金	既設の便所を水洗便所に改造する者	改造資金	700	4年以内	無利子				連帯保証人	1名	下水道普及促進課	下水道普及促進課

## 小松市中小企業融資制度一覧表(その2)

平成 17 年 4 月 1 日現在  
 ※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 条 件					取扱金融機関等	融資申込先	所 轄 課	
				限 度 額(千円)	期 間(内据置期間)	利率(年)%	担 保	保証人				
労働関係	勤労者育児・介護休業生活資金	育児・介護休業取得中の者で育児・介護休業期間終了後復職することが確実な者	生活資金	1,000	5年以内 (500千円以下の場合は3年以内)	1.05	連帯保証人	1名	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課	
	(労働者生活資金)	労働組合組織に加入している者	住宅・生活資金	100,000 5,000	住宅生活 (教育ローン)	変動 2.225~2.575 固定 1.250~2.450	住宅資金 生活資金	有 無	協会保証付 により原則 不 要	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
	(労働者福利厚生資金)	上記を除く勤労者	住宅・生活資金	70,000 5,000	住宅生活 (教育ローン)	変動 2.225~2.575 固定 1.250~2.450	住宅資金 生活資金	有 無	協会保証付 (場合により 保証人要)	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課
	勤労者小口資金	市内に1年以上在住し、同一事業所に1年以上勤務する勤労者	生活資金	1,000	3年以内	2.55	無	取扱金融機関 所定の扱い	北陸労働金庫	北陸労働金庫	商工振興課	

### 県に協調している制度

経営安定支援	小口融資	商工会議所会員又は経営指導を受けている者で従業員40名以内(商業・サービス業10名以内)	事業資金	15,000	設備 運 転	7年以内(1年以内) 5年以内(1年以内)	1.60	無	金融機関 所定の扱い	原則として市 指定の金融機関	商工会議所経由の うえ取扱金融機関	県経営支援課
		特別小口：小規模事業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))		12,500				無	無			
		当座貸越；小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を満たす者		5,000	2年以内	1.65	無	金融機関 所定の扱い				
県新外規 企業立地 等支援	企業立地促進融資	県の指定する工場適地等に立地する企業で雇用増、下請への波及効果のあるもの	設備資金	500,000 (投資額の3分の2以内)	15年以内(2年以内)	1.50	金融機関 所定の扱い	商工中金・東京三菱・みずほ・三井住友・UFJ・北國・北陸・福井・富山第一・福邦銀行・信用金庫・信用組合・信用農業協同組合連合会	知事の認定書を添えて取扱金融機関	県産業立地課		

### その他の団体に協調している制度

機貸 械与 設支 備援	石川県鉄工機電協会 延払機械設備貸与資金	中小企業者、協同組合等の共同事業施設。機械金属、電機電子工業等に使用する設備等	機械貸与資金	特認 60,000 80,000	7年以内(借入年度内)	2.75	頭金10% 無	2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会
----------------------	-------------------------	---	--------	------------------------	-------------	------	------------	------	-----------	-----------	-----------

	小松市商工振興課	0761-24-8075	小松市環境企画課	0761-24-8067	小松商工会議所	0761-21-3121
【問合せ先】	小松市下水道普及促進課	0761-24-8097	小松市消防本部予防課	0761-20-2708	石川県経営支援課	076-225-1522
	小松市都市計画課	0761-24-8099	小松市農務課	0761-24-8079	石川県産業立地課	076-225-1517
	小松市道路課	0761-24-8085			北陸労働金庫	0761-22-3342
	小松市料金業務課	0761-24-8114			(社)石川県鉄工機電協会	076-268-0121

## 能美市融資制度一覧表(商工観光課)

平成 17 年 4 月 1 日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

制度名	融資対象	資金使途	融資条件				取扱金融機関等	補助・助成・奨励別利率	(融資)申込先	
			限度額(千円)	期間(内据置期間)	利率(年)%	担保・保証人				
経営安定支援	中小企業 季節資金融資	市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる市税を完納した中小企業者で夏季分は6/1～8/31、冬季分は11/1～12/31まで取扱う	夏季・年末の運転資金	5,000	6ヶ月以内 夏季は6/1～8/31まで取扱う 冬季は11/1～12/31まで取扱う	1.65%(年)	金融機関所定の扱い	北國・北陸銀行 鶴来・金沢信金	利子補給補助金 融資額の1/7相当額 に利子補給	金融機関に各商工会の認定書を添付して直接申込み
	商工会青年部 特別融資	商工会青年部員で申込時前、1年間の青年部事業への参加率が50%以上で、青年部在席期間が1年以上であること	事業資金	2,000	3カ年 部員資格喪失のときは一括返済	2.9%(年)	金融機関所定の扱い	北國・北陸銀行 鶴来・金沢信金	利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給	金融機関に直接申込み
	商工業不況対策 資金特別融資	長期にわたる不況で、経営に大きな影響を受けた市内に住所・事務所を有し1年以上同一の事業を営む企業で最近3ヶ月間の平均売上額が前～3年前の同期に比して減少し、市税に滞納がない中小企業者	運転資金	10,000	7カ年(2年)	2.1%(年) 付保の場合は1.6%(年)	金融機関所定の扱い かつ市税の滞納のない者	北國・北陸銀行 鶴来・金沢信金	利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給	融資委員会に各商工会の認定書を添付し借入申込書を提出
	商工業経営 安定資金融資	市内に住所・営業所を有する商工業者で同一の事業を引き続き1年以上経営し、融資委員会が審査し、適格と認められた者	事業資金	8,000:運転資金 10,000:設備資金	5カ年以内(1年) 7カ年以内(1年)	3.0%(年) :固定	保証人は原則2名 (借入者及び保証人は市税に滞納のない者に限る)	北國・北陸銀行 鶴来・金沢信金	利子補給補助金 融資額の1/5相当額 に利子補給	融資委員会に各商工会を経由し必要書類を添付し申込み
	商工 緊急支援融資	経済環境の変化を受け、最近3ヶ月の月平均売上額が前年同期に比して減少した、市内に主な事務所、事業所を有し1年以上同一の事業を営む中小企業とその組合	事業資金	10,000	5カ年(1年)	2.1%(年)	金融機関所定の扱い	北國・北陸銀行 鶴来・金沢信金	利子補給補助金 融資額の1/2.5相当額 に利子補給	融資委員会に各商工会を経由し必要書類を添付し申込み
特定目的事業支援	住宅建設資金融資	市内に在住する者及び市内への転入希望者で自己の家を市内で新築(購入)又は増築、及び公営住宅を譲り受けようとする市内在住者等	住宅資金	5,000(新築)、 2,000(増築) 公営住宅の譲受者は譲受金額の50%以内	20カ年	変動金利 (実行時長期プライムレート)	担保:有 保証人:2名以上	市内金融機関	利子補給補助金 融資額の1/4相当額 に利子補給	商工観光課へ申込書を提出
	観光施設整備 資金融資	1年以上同一の事業を営み、市内に観光客を対象とした設備を有し、過去3年間市税を完納し、市の観光開発の施策に従って、施設設備の整備を行う者	事業資金	250,000	5カ年(1年)	5.0%(年)	金融機関所定の取扱い 石川県信用保証協会 保証:金融機関の付保 申し出による	市内金融機関	利子補給補助金 融資額の1/5相当額 に利子補給	市長の認定証を添付し、取扱金融機関へ申込み
	九谷焼業 経営安定資金融資	市内で1年以上九谷焼上絵業を営み長期の不況で経営の安定に支障があり、市税を完納している者(九谷焼上絵協同組合に対し融資したものを転貸する)	事業資金	協同組合:20,000 組合員:1,000	5カ年(2ヵ月)	2.1%(年)	担保:組合及び金融機関所定の取扱い 保証人:組合役員全員	市内金融機関	利子補給補助金 融資額の1/3相当額 に利子補給	市長の承認証を添付し、取扱金融機関へ提出
労働関係	勤労者生活安定 小口資金融資	市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に引き続き勤務し、市税を完納していて、扶養者を有する者	生活資金	1,000	3カ年	2.9%(年)	保証人:金融機関所定の保証	北陸労働金庫	利子補給補助金 預託原資相当分× 利子補給率	北陸労働金庫に直接申込み
	勤労者育児休業 資金融資	育児・介護休業制度を導入している事務所に勤務し、育児休業中で、期間終了後に復職することが確実に育児休業に係る他の公的資金を利用せずかつ償還能力を有する連帯保証人を1人以上つけられる者	生活資金	1,000	5カ年(1年) 3カ年(1年)※ ※融資額が50万円以下の場合	1.40%(年)	連帯保証人は1人以上 保証料は金融機関所定の取扱い	北陸労働金庫	利子補給補助金 預託原資相当分× 利子補給率	北陸労働金庫に直接申込み



## 能美市補助・助成・奨励制度一覧表(商工観光課)

制度名	補助・助成・奨励対象	資金使途	補助・助成・奨励条件			補助・助成・奨励別算定方法	申込先	
			限度額(千円)	交付期間	関連する制度・融資等			
特定目的事業支援	公衆浴場施設整備資金	普通公衆浴場経営者で環境衛生金融公庫から施設整備資金の貸付を受けた者	施設整備資金	公庫法に基づく	公庫法に基づく	環境衛生金融公庫	補助金(利子補給) 支払利子の年利率1.0%	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出
	公衆浴場施設改善事業費	公衆浴場経営者が行う次の施設(風呂釜・ろ過機・温水器)の新設又は更新の事業を行う者	設備資金	風呂釜(基本額 1,500) ろ過機(基本額 750) 温水器(基本額 600)			補助金 施設改善事業費の1/3か基本額の1/3の少ない額	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出
	環境保全資金	市内で1年以上同一の事業を営み、自己資金での公害防止施設の設置又は改善が困難な市税の滞納のない中小企業経営者が借入を行った場合	設備資金	500	資金の貸付を受けた日から5カ年		補助金(利子補給) 貸付金の支払利子の年利率1.0%	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出
	国際標準化機構規格認証取得支援	ISO9000と14000の品質・環境システムで審査登録機関に認証登録を受けた市内に事務所のある企業	設備資金	500			補助金 1件50万円(審査登録料)	市長へ交付申請書及び登録証のコピーを提出
	九谷焼後継者定着化支援資金	九谷上絵協同組合、県九谷窯元協同組合とその他で市長が認定する者で県立九谷焼技術研修所卒業生(原則として新卒)を新たに雇用する九谷焼製造者	事業資金	30(月額)	最初の給与支払月から2年間		補助金 支払給与の1/4の額	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出
	温泉利用環境保全資金	市内において温泉旅館業を営み、かつ、能美市公共下水道に下水道を接続している者のうち、市長が認めた者	事業資金		当該年度の入湯税の1/2		助成金 当該年度下水道使用料の1/2の額	市長へ請求書を提出
労働関係	中高年齢者等職業訓練奨励金	公共職業訓練施設に入校を許可された日までに市内に1年以上居住する45～65才までの者か身体障害者手帳か療育手帳か精神障害者手帳を所持する者	生活資金	50 (訓練期間6～12ヶ月未満) 100 (訓練期間12ヶ月以上)			奨励金 5万円・10万円(訓練期間により異なる)	市長へ交付申請書を提出
経営支援	経営支援特別対策助成金	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で能美市内の各融資委員会で借入承認のあった石川県経営安定支援融資資金(一般分)を利用した者	運転資金			石川県(経営安定支援融資一般分)	補助金(利子補給) 当該年度借入残高額の年率0.5%相当額	市長へ交付申請書及び商工会の認定書を提出
機械設備支援	中小企業設備投資促進助成金(鉄工機電協会延払機械設備貸与資金)	市内で1年以上同一事業を営んでおり社会法人石川県鉄工機電協会の延払いによる機械設備貸与制度の設備貸与を受ける市税に滞納がない者	設備資金	500 (1企業につき1年度)		鉄工機電協会の延払いによる機械設備貸与	助成金 貸与利率1%相当額	市長へ交付申請書及び商工会の認定書を提出
構築支援	地域商工業活性化資金(石川県構造改革支援資金)	市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者及びその組合と小売販売業者で石川県地域商工業活性化融資制度の一般分又は企業活性化分の融資を受けている者	事業資金	1,000	一般分:3カ年 企業活性化支援分:5年	石川県(地域商工業活性化制度一般分) * ( * 企業活性化分)	補助金(利子補給) 支払利子の年利率1.0%	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出
近代化支援	小売商業近代化支援	食糧、衣料、日用、文化、身の回り、その他に市長の定めるもので小売販売業を営み、施設及び設備の改善の投資額が300万円以上となる中小商店とその組合	事業資金	700	工事が完了した当該年度		補助金 投資金額の5%分 (投資額300万円以上)	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出
	商店街並びに商店近代化資金	小売商業近代化支援と同じ対象の小売販売業で、店舗改装(内部のみの改装も含む)店内備品、駐車場アーケード、商店街の共同施設の他に市長が商店経営の近代、合理化に特に必要と認めたもの	事業資金		資金の貸付を受けた日から3カ年	石川県(小口事業資金融資制度) * (地域商工業活性化融資制度)	補助金(利子補給) 支払利子の年利率1.0%	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出
活性化支援	商店街活性化支援	新たに空き店舗を小売業、飲食又はサービス業の店舗として長期的活用する事業が商店街のイメージアップにつながるイベントや環境整備事業等を行うとする中小小売業者とその団体	事業資金	第3条第1号:2,000 第3条第2号(イベント):600 第3条第2号(環境整備):1,000			補助金 事業対象経費の1/2	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出
信用保証支援	商工業振興資金信用保証(石川県制度資金)	市内で1年以上同一事業を営んでおり、石川県制度資金(小口事業資金)を借り受けようとする市税を完納した個人又は法人の中小企業者	事業資金	事業者負担金額 借り換えの場合は借換前と後の差額		石川県(石川県小口事業資金)	補助金:借入金保証料に対する事業者負担分を全額一括補助、借換は差額	各商工会が毎月ごとに請求書を市長に提出
融資支援	能美市制度資金(利子補給)	金融機関:上記能美市融資制度で融資を行った場合(助成・奨励金は除く)					補助金(利子補給) 各制度毎に算定	市長へ交付申請書及び実績報告書を提出

平成 17 年 4 月 1 日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

**白山市商工労働金融融資制度一覧表**

制度名	融資対象	資金用途	融資条件					融資申込先
			限度額	返済期間	利率	返済方法	担保・保証人	
中小企業業 経営安定資金	商工会議所及び商工会の会員又は各々が実施する経営指導を受けている中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする団体	(事業資金) 事業経営の安定及び合理化	(運転資金) <b>1,500万円以内</b> (設備資金) <b>2,000万円以内</b> (特認) <b>3,500万円以内</b>	(運転資金) 7年以内 (据置期間1年以内) (設備資金) 10年以内 (据置期間2年以内)	年1.60%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所、商工会) 会頭又は会長の認定書を添えて取扱金融機関
企業体質改善資金	市内に工場又は事業所(製造業)を有し、1年以上引き続き同一の事業を営む中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする団体	(設備資金) 機械設備の購入又は生産設備の建設	<b>2,000万円以内</b> (総事業費の3/4以内)	10年以内 (据置期間2年以内)	年1.60%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商業振興課又は各支所商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱金融機関
店舗近代化資金	商工会議所及び商工会の会員又は各々が実施する経営指導を受けている中小企業者(卸売業、小売業及びサービス業)	(設備資金) 店舗の新築、改築、増築及び店内施設の設置並びに顧客用駐車場(用地取得費は除く)の整備	<b>2,000万円以内</b>	10年以内 (据置期間2年以内)	年1.40%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所、商工会) 会頭又は会長の認定書を添えて取扱金融機関
中小企業業 特別支援融資資金	商工会議所及び商工会の会員又は各々が実施する経営指導を受けている中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする団体で最近3ヵ月又は6ヵ月の売上が前年又は2、3年前の同期に比較して減少しているもの	(運転資金) 経営の安定及び経営基盤の強化	<b>1,500万円以内</b>	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.20%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所、商工会) 会頭又は会長の認定書を添えて取扱金融機関
中小企業季節資金	市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	(運転資金) 夏季及び年末年始の資金需要	<b>500万円以内</b>	6ヶ月以内	年1.65%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 夏季 6/15～8/31 年末年始 11/1～12/30
中小企業創業者 支援融資資金	①信用保証協会の保証対象となる業種の中小企業を市内で創業するために具体的な計画を有する者 ②中小企業を市内に創業して1年に満たない者 上記のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の実施する創業者支援定期セミナー又は個別指導を受け自己資金を有する者	(事業資金) 開業に必要な資金	<b>1,000万円以内</b>	10年以内 (据置期間2年以内)	年1.40% 45歳以上 年1.20%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商業振興課又は各支所商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱金融機関
誘致工場建設資金 (一般分)	市における工場立地の促進に関する条例第3条に定める企業又は市長が特に認める企業の代表者	(設備資金) 基準内用地の取得費又は基準内工場の新設若しくは増設	<b>5億円以内</b> (総事業費の2/3以内)	10年以内 (据置期間2年以内)	年1.70%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市工業振興課又は各支所商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱金融機関
勤労者小口資金	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者	(生活資金) 生活の維持・向上に必要な資金全般	1人 <b>100万円</b>	3年以内	年2.55%	元金又は元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関)
勤労者育児休業 等生活資金	市内に居住し、育児休業を取得中又は取得しようとする者で、育児休業期間終了後、復職することが確実な者であり市税を完納し、育児休業に係る他の公的融資制度を利用していない者	(生活資金) 育児休業取得期間中に必要とする生活資金	1人 <b>100万円</b>	5年以内 ※但し借入額が50万円以下の場合は3年以内	年1.05%	元利均等 月賦償還 又は元利均等 月賦・半年賦 併用償還	金融機関の取扱い	(市工業振興課又は各支所商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱金融機関

【問合せ先】 白山市商業振興課 076-274-9542  
工業振興課 076-274-9543

# 金沢市中小企業金融制度一覧表

平成 17 年 4 月 1 日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

制度名	ご融資対象事業等	融 資 内 容							ご融資申込・受付先	
		ご融資対象者	ご融資額限度(千円)	ご返済期間	返済方法	利率	担保・連帯保証人	取扱金融機関等		
産業振興資金	一般分	店舗、事務所、その他の事業所、従業員のための福利厚生施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者 および組合	1事業 <b>100,000</b> (総事業費の 3/4 以内)	13 年以内 土地付 15 年以内 (ほかに 1 年以内据置)	元金均等 償 還	低 利 固定金利 (別紙) ※融資実 行時点の 利率適用	金融機関の定 めるところに よります	商 工 中 金 鶴 来 信 用 金 庫 北 國 銀 行 石 動 信 用 金 庫 北 陸 銀 行 金 沢 中 央 信 用 組 合 福 井 銀 行 大 野 信 用 組 合 富 山 第 一 銀 行 石 川 県 医 師 信 用 組 合 福 邦 銀 行 三 井 住 友 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 み ず ほ 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 の と 共 栄 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫	随 時 金 沢 市 商 業 振 興 課 TEL 076 (220) 2204
	特別分	ホテル、旅館、料亭および共同施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者 および組合	1事業 <b>100,000</b> 特に必要と認められる場合は <b>200,000</b> (同 上)	13 年以内 土地付 15 年以内 (同 上)					
	公害防除資金	事業所から発生する公害を防除するための施設の設置および土壌汚染対策の事業	中小企業者	1事業 <b>100,000</b> (総事業費の 9/10 以内)	10 年以内 (同 上)					
特定設備資金	企業立地促進資金	特定事業所、高度技術工場および特定地区内の工場の新設、増設または取得の事業	企 業 者 (製造業など)	1事業 <b>500,000</b> (総事業費の 3/4 以内)	15 年以内 (ほかに 1 年以内据置)	元金均等 償 還	同 上	金融機関の定 めるところに よります	産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	随 時 金 沢 市 商 業 振 興 課 TEL 076 (220) 2204
	中心市街地活性化事業資金	中心市街地への出店および市街地再開発ビルへの出店のために必要な事業	事業認定を受けた 中小企業者および組合 (小売業、一般飲食店など)	1事業 1組合 <b>100,000</b>	13 年以内 土地付 15 年以内 (同 上)				産業振興資金に同じ	
	中小企業情報化推進資金	企業の情報化に必要な事業	事業認定を受けた 中小企業者および組合	1事業 1組合 <b>20,000</b>	10 年以内 (1 年以内据置含む)				産業振興資金に同じ (石川県医師信用組合を除く)	
	伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品の製作作業所の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに機械設備の設置の事業	伝統産業従事者	1事業 <b>20,000</b> (総事業費の 3/4 以内)	10 年以内 (同 上)					
	機械工業構造改善事業貸付金(機械貸与)	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善を図る	中小企業者	1事業 (特) <b>60,000</b> <b>80,000</b>	7 年以内 (同 上)				貸付の翌年度 から均等償還	
経営安定資金	中小企業振興特別資金	長期事業資金を融資し、経営の安定を図る	中小企業者 および組合	1事業 1組合 <b>40,000</b>	7 年以内 (2 年以内据置含む)	元金均等 償 還	同 上	金融機関の定 めるところに よります	随 時 取 扱 金 融 機 関	
	緊急経営安定特別資金(セーフティネット資金)	経営安定関連保証(信用保険法第2条第3項第1~8号)の信用保証を受けて、経営の安定を図る	経営安定関連保証 (1~8号)の信用保証を 受ける中小企業者 および組合	1事業 1組合 <b>50,000</b>	運 転 7 年以内 (1 年以内据置含む) 設 備 10 年以内 (1 年以内据置含む)			金融機関の定 めるところに よります (信用保証必須)		産業振興資金に同じ
	中小企業創業者支	創業のため若しくは、創業後経営の安定に必要な事業資金	創業を図り又は 創業して 1 年未満の 中小企業者	1 企業 <b>20,000</b>	6 年以内 (6 ヶ月以内据置含む)			金融機関の定 めるところに よります		
	季節資金	季節的資金需要に対する融資の円滑化を図る	中小企業者 および組合	1 企業 1 組合 <b>6,000</b> <b>10,000</b>	6 ヶ月以内			分 割 または一括		夏季資金 6 月~ 8 月 年末資金 11 月~ 12 月 取扱金融機関
	小 事 業 資 金	追 認 小 口 分 当 貸 越 座 分	小規模事業者の融資の円滑化を促進するため追認保証により融資する	従業員 40 名以内 (商業サービス業 10 名以内) の 中 小 企 業 者	1 企業 <b>15,000</b>			運 転 5 年以内 (1 年以内据置含む) 設 備 7 年以内 (1 年以内据置含む)		元金均等 償 還
		小規模事業者の融資の迅速化を促進するため当座貸越により融資する	追認小口分利用者の うち一定の財務要件 を 充 た す 中 小 企 業 者	1 企業 <b>5,000</b> (追認小口分の内枠)	2 年以内	随 時 または約定	低 利 変 動 金 利 (別 紙)			

県内各市の融資制度(金沢市)



## 県内各市の融資制度（かほく市・羽咋市）

### 平成17年度 かほく市商工業振興制度の概要

#### 1. 商工業振興助成制度

工場適地等において用地を取得し、工場等の新設又は増設にかかる投資額の5%（上限1億円）を助成。

##### 助成要件

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ・取得用地 1,500 平方メートル以上 | ・投資額 5,000 万円以上    |
| ・常時雇用従業員 5 人以上       | ・取得から 3 年以内に操業すること |

#### 2. 国際標準化機構規格認証（ISO）取得支援制度

ISO9000 又は 14000 シリーズの認証取得にかかる審査登録料に対し 50 万円を上限に助成。ただし事業者につき 1 回。

#### 3. 中小企業新製品開発等奨励制度

石川県中小企業技術交流展・機械工業見本市（MEX 金沢）・いしかわ情報システムフェア(e-messe kanazawa)に出展し、一定の技術的評価を受けた製品に対し奨励金を交付する。

##### 【問い合わせ先】

かほく市 産業建設部 商工観光課 TEL 076 - 281 - 3922

### 平成17年度 羽咋市経営支援融資および同利子補給金制度のご案内

中小企業者に企業の経営安定と振興のため、事業資金の融資をおすすめします。

#### 〈ご利用いただける方〉

##### ①融資対象者

羽咋市内に事業所を有し、原則として、1年以上継続して同一の事業を営んでいる方

##### ②利子補給対象者

経営支援融資を受けられた方で、最近3カ月間の平均売上（生産）額が前年同期の月平均売上（生産）額に比して10%以上又は6カ月平均5%以上減少している方

〈ご融資額〉	運転資金	1,000 万円以内
	設備資金	1,500 万円以内
〈融資期限〉	運転資金	5 年以内（据置1年以内）
	設備資金	7 年以内（据置1年以内）
〈融資利率〉	年 1.68%（平成17年4月1日から適用）	
〈担保保証人〉	取扱金融機関所定による。	
〈信用保証〉	取扱金融機関所定による。	
〈返済方法〉	元金均等返済	
〈利子補給額〉	融資額の1%以内	
〈申込期間〉	平成18年3月31日まで	
〈受付窓口〉		

- 1、申し込み受付窓口は、取扱金融機関です。
  - 2、申し込み用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
  - 3、申し込み用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
  - 4、その他、次の書類等が必要となります。
    - (イ) 最近の決算書あるいは営業報告書（直近のもの）
    - (ロ) 印鑑証明（3カ月以内）
    - (ハ) 住民票又は登記簿抄本（法人）
- (ニ) 利子補給金を受けようとする方は、売上（生産）額が減少していることを証するもの  
(ホ) その他金融機関所定の書類

〈取扱金融機関〉	◎北國銀行羽咋支店	◎興能信用金庫羽咋支店
	◎北陸銀行羽咋支店	◎のと共栄信用金庫羽咋支店

##### 【問い合わせ先】

羽咋市商工観光課 TEL 0767 - 22 - 1118

# 七尾市中小企業融資制度一覧表

平成 17 年 4 月 1 日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

融資制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容												
			限度額(千円)	貸付(据置)期間	利 率	返済方法	担保	保証人	指定金融機関	問合せ先					
追認保証小口事業資金 (県と協調)	市内に事業所を有し、1年以上引続き同一の事業を営んでいる中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運転資金	15,000	運転 5年以内	1.60%	月賦償還	要せず	1名以上							
		設備資金	12,500	設備 7年以内	(保証料0.5%)	一括償還		要せず							
中小企業振興資金	店舗改装資金	市内に引続き1年以上同一の事業を営む卸小売商業者(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)					要せず (付保の場合は指定金融機関の取扱いによる)	1名以上	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 富 山 第 一 銀 行 の と 共 栄 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所					
	観光施設整備資金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下。)	5,000	7年以内 (12ヶ月限度据置)	1.60%	月賦償還									
	機械設備近代化資金	市内に引続き1年以上同一の事業を営む工業者(資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)													
	経営安定資金	市内に住所・事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	5,000	5年以内 (12ヶ月限度据置)	1.60%	月賦償還 一括償還									
	高度化資金	共同施設設置資金	事業協同組合、事業共同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合									商工中金の取扱いによる	商工中金の取扱いによる	商工中金	商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所
		工場集団化工場共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合												
		店舗等集団化資金	事業協同組合、事業共同小組合(資本の額又は出資総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)	30,000	10年以内 (12ヶ月限度据置)	1.60%					月賦償還 半年賦償還				
商店街近代化資金		事業協同組合、事業共同小組合、商工組合、商店街振興組合													
小売商業店舗共同化資金		事業協同組合、事業共同小組合、中小小売商業者による会社													
辺地産業育成資金	市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者(石川県信用保証協会の保証対象業種)	運転資金 設備資金	5,000	5年以内 (12ヶ月限度据置)	1.60%	月賦償還	要せず (付保の場合は指定金融機関の取扱いによる)	1名以上	のと共栄信用金庫	商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所					
延払機械設備貸与資金	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し貸与		1企業 60,000 (特) 80,000	7年以内 (12ヶ月限度据置)	0.90%	貸付の翌年度から均等償還	無担保機械の所有権は完済後所有権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会					
観光施設整備資金	一般事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引続きその事業を営んでいる者	設備資金	50,000	10年以内 (3年据置)	1.70%	月賦償還	指定金融機関の取扱いによる	指定金融機関の取扱いによる	北國銀行、北陸銀行、富山第一銀行、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、商工中金	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所				
	特別事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引続きその事業を営んでいる者であって、石川県地域総合整備資金の貸付を受ける者	設備資金	300,000	15年以内 (3年据置)	1.50%	月賦償還								

県内各市の融資制度(七尾市)

【問合せ先】 七尾市産業部産業政策課商工係 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

電話 0767-53-8423 (直通) FAX 0767-52-7765



## 輪島市中小企業融資制度一覧

平成17年4月1日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

制度名：輪島市中小企業経営安定資金（輪島市制度）

融資対象者：輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、商工会議所会員又は経営指導を受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者

融資条件：

用途	融資限度額(千円)	返済期間	融資利率(年)	担保・保証人
運転	20,000	5年以内（据置5ヶ月以内）	1.60%以内	金融機関所定の扱い
	特別融資枠 2,000	5年以内（据置1年以内）		
設備	10,000	8年以内（据置8ヶ月以内）		

信用保証：付保／任意 保証料／有担保の場合 1.25%、無担保の場合 1.35%

取扱金融機関：北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、富山第一銀行、のと共栄信用金庫

※利用促進策

輪島市中小企業経営安定資金の利用者は、平成14年度～16年度の新たな融資申込者（借替含む）に限り0.35%の利子補給を行っています。

【問合せ先】 輪島市産業経済部商工業課 0768-23-1147

## 珠州市中小企業融資制度一覧

平成17年4月1日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

## 1. 商品開発等補助金（珠州市新商品開発等支援事業費補助金）

市内にある資源を活用した新製品開発に要する経費や製造に係る設備投資、及び市場の開拓と販路拡大をする企業者等に対し、補助金を交付するものです。

この制度は平成14年度から実施しているものであり、本年度も引き続き実施いたします。交付申請書の様式等は商工観光課にお問合せ下さい。

補助対象区分	補助対象費用	補助基準	
		補助率	限度額
新商品等研究開発費	(1)新商品等研究開発費（地域産業の振興に寄与すると思慮される新商品等の研究開発等に要する費用（当該新商品等の開発を目的に研究等を開始してから3年以内の費用に限る。）	1/2以内	100万円
新商品等生産体制整備費	(2)新商品等生産体制整備費（新商品等の製造に要する設備投資に要する費用（当該新商品等を開発してから3年以内の費用に限る。）	1/2以内	100万円
新商品等販売拡大費	(3)新商品等販売拡大費（新商品等の販売開拓等に要する費用（当該新商品を開発してから3年以内の費用に限る。）	1/2以内	100万円

## 2. 特産品コンクール（珠州市新特産品コンクール顕彰事業）

新しい産業の創出や地域振興と活性化のために、従来分野に加え新しいものづくりを推進することが不可欠であることから、新特産品をみいだすために試作品のコンクールを行い、広く市民からのアイデアを募集するものです。

審査方法	珠州市新商品等開発審査会において審査し決定する。
顕彰の方法	審査会の会長がその功績を記した賞状及び副賞を贈る。
顕彰の時期	年1回実施する。

## 【補助制度等についての問い合わせ先】

珠州市商工観光課

電話 0768-82-7776

FAX 0768-82-5220

E-mail syoukou@city.suzu.ishikawa.jp

# 平成17年度 表彰式並びに 第50回 中央会通常総会開催される

本会の平成17年度表彰式並びに第50回通常総会が去る5月24日（火）の午後4時より石川県地場産業振興センター新館コンベンションホールにおいて挙行されました。

当日は、会員382名（委任状出席を含む）が出席し、来賓として石川県知事谷本正憲氏、石川県市長会会長山出 保氏をはじめ、市、商工団体等の関係機関から多数が出席され、盛大にとり行われました。

総会は、五嶋中央会会長挨拶の後、大橋昌寛副会長が議長に選任され、第一号議案「平成16年度事業報告、収支決算、貸借対照表、損益計算書、財産目録、剰余金処分（案）並びに平成16年度特別会計事業報告及び収支決算承認の件」、第二号議案「平成17年度事業計画及び収支予算並びに特別会計事業計画及び収支予算決定の件」、第三号議案「平成17年度会員の会費賦課基準並びにその徴収方法決定の件」、第四号議案「平成17年度借入金残高最高限度額決定の件」、第五号議案「役員選任の件」の五議案が上程され、すべて原案どおり可決承認決定されました。

第5号議案の役員選任について、本会の役員は、昨年の通常総会において改選され、その任期は平成18年5月28日迄となっております。本来、本年度は改選期ではありませんが、一部組合において理事長の交替があり、本会に対し変更の申し入れがあったため、今総会で下記の6名の方々が理事6名として補充選任がなされました。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">理事</div>	北陸鉄工協同組合 小松鉄工機器協同組合 石川県青果食品商業協同組合連合会 石川県パン協同組合 輪島漆器商工業協同組合 石川県貨物運送協同組合連合会	高 林 健 一 板 尾 昭 栄 村 端 儀 一 中 島 健 次 岡 垣 昌 典 山 田 秀 一	（敬称略）
---	--	--	-------

総会に先立ち、中央会表彰式が挙行され、永年業界の振興発展に尽くされました役員並びに他の模範となる優良組合及び組合運営の礎となっている組合従業員にそれぞれ石川県知事表彰（優良組合10組合、組合功労者26名、優良専従職員3名）、石川県中央会会長表彰（優良組合8組合、組合功労者49名、優良専従職員12名）及び西川記念賞表彰（2組合）が授与されました。



表彰式風景



総会風景

# 中央会表彰式 受賞の方々

平成 17 年度中央会表彰式にて表彰されました、優良組合・組合功労者・優良専従職員の方々です。おめでとうございます。今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

## 石川県知事表彰

### 《 優良組合 》

(組合名)

日野車体金沢協同組合  
石川県鉄屑加工処理工業協同組合  
石川県青鮮食料輸送協同組合  
協同組合のと建築企画  
石川県機器钣金協同組合  
金沢美術表装協同組合

(組合名)

石川県牛首紬生産振興協同組合  
松任緑化建設協同組合  
松任市商業振興協同組合  
羽咋市管工事協同組合

(組合設立年次順)

(敬称略)

### 《 組合功労者 》

(氏名)

渡辺 勇二郎  
鶴賀 一豊  
佐藤 弘行  
喜楽 俊信  
越森 勝治  
寺井 金七  
浦 紀男  
渡辺 英夫  
白山 弘  
小林 一孝  
中野 悠二  
塚林 治雄  
山口 徹  
武田 純

(組合名)

加賀市織物協同組合  
石川県箔商工業協同組合  
石川県自転車軽自動車事業協同組合  
石川県石油販売協同組合  
石川県漁網工業協同組合  
山中温泉旅館協同組合  
石川県農業機械商業協同組合  
石川県農業機械商業協同組合  
石川県豊商工組合  
住吉工業協同組合  
金沢市建築钣金協同組合  
小松鉄工機器協同組合  
小松鉄工機器協同組合  
小松鉄工機器協同組合

(氏名)

森 康修  
吉田 守伸  
吉岡 正純  
橋本 康則  
中村 正人  
塚本 幹雄  
竹田 信夫  
越村 収一  
越田 隆幸  
向 進  
花谷 英智  
井上 康夫

(組合名)

小松鉄工機器協同組合  
小松鉄工機器協同組合  
石川県板金工業組合  
石川県自動車電装品整備商工組合  
石川県保険薬局協同組合  
小松鉄工団地協同組合  
協同組合ユー・エス・ジー  
近江町中央小売協同組合  
石川県中古自動車販売商工組合  
美川町建設業協同組合  
協同組合石川中央鉄工センター  
石川県表具内装協同組合

(組合設立年次順)

(敬称略)



《 優良専従職員 》

(氏名)	(組合名)
福田 久美	加賀市撚糸協同組合
太田 智義	石川県生コンクリート工業組合

(氏名)	(組合名)
中野 清志	能登生コンクリート協同組合
	(組合設立年次順)
	(敬称略)

西川記念賞表彰

《 優良組合 》

(組合名)
互成織物工業協同組合
加南トラック事業協同組合
(組合設立年次順)
(敬称略)

西川記念賞表彰の沿革

昭和31年5月、故西川外吉氏より本会へのご厚志を基とし、ご寄贈の趣旨を体して、永くこれを記念して、中小企業の振興発展に多大の業績のあった団体または個人を表彰している。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

《 優良組合 》

(組合名)
うのけ商業開発協同組合
協同組合金沢経営管理センター
わいち商店街振興組合
石川県中古自動車部品協同組合
七尾駅前通り商店街振興組合

(組合名)
能都町商業振興協同組合
トルクテキスタイル開発事業協同組合
協同組合たくま石川
(組合設立年次順)
(敬称略)

《 組合功労者 》

(氏名)	(組合名)
新家 利久	加賀市織物協同組合
奥 祥太郎	小松織物工業協同組合
東木 俊景	石川県九谷窯元工業協同組合
江口 具視	石川県箔商工業協同組合
岡本 康宏	石川県自転車軽自動車事業協同組合

(氏名)	(組合名)
杉本 進伍	石川県第三機器協同組合
中野 沖士	山代温泉旅館協同組合
井上 他津夫	加賀市撚糸協同組合
阿部 智也	金沢市旅館ホテル協同組合
中川 栄作	住吉工業協同組合

(氏名)	(組合名)
草 文 夫	金沢市建築板金協同組合
山 川 巖	金沢個人タクシー協同組合
道 上 明	協同組合金沢問屋センター
田 川 孝 三	協同組合金沢問屋センター
加 藤 肇 夫	協同組合金沢問屋センター
山 川 正 行	加賀江沼建設業協同組合
角 嘉 昭	ひまわりチェーン商業協同組合
阿 部 靖 司	近江町市場商店街振興組合
高 松 喜代志	協同組合アイケイケイ
疋 田 正 一	協同組合アイケイケイ
金 崎 祐 一	協同組合アイケイケイ
奥 村 昇	横江工業協同組合
中 村 常 男	横江工業協同組合
舛 田 峰 夫	金沢ビル商業協同組合
馬 場 貢	石川県プラスチック成型加工工業協同組合
塚 田 喜市郎	石川県板金工業組合
兼 田 春 生	石川県保険薬局協同組合
干 場 満	三和石油販売協同組合
下 出 純 治	三和石油販売協同組合
宮 野 茂 夫	石川県鉄筋業協同組合

(氏名)	(組合名)
永 森 正 一	松任市建設業協同組合
田 中 充 人	松任市建設業協同組合
大 塚 龍 夫	輪島市商業協同組合
高 田 一 男	輪島市商業協同組合
大 塚 博 三	輪島市商業協同組合
竹 中 初 男	能登生コンクリート協同組合
津 田 重 信	加南輸送利用協同組合
中小田 権 次	石川県花商事業協同組合
出 口 勝 男	協同組合日本ビジネスロードセンター
辰 巳 一 雄	協同組合日本ビジネスロードセンター
西 木 毅	協同組合日本ビジネスロードセンター
南 島 進	協同組合日本ビジネスロードセンター
森 岡 吉 男	協同組合プラザはつめい石川
村 本 宗 和	協同組合プラザはつめい石川
沖 弘 敏	協同組合プラザはつめい石川
谷 口 研 三	石川県柔道整復師協同組合
安 田 武 司	石川県柔道整復師協同組合
上 島 修	石川県柔道整復師協同組合
板 橋 透	石川県柔道整復師協同組合

(組合設立年次順)

(敬称略)

### 《 優良専従職員 》

(氏名)	(組合名)
古 暮 英 子	金沢市クリーニング協同組合
松 田 真知子	山中温泉旅館協同組合
谷 川 昭 二	金沢市青果食品商業協同組合
畠 中 睦 夫	金沢市青果食品商業協同組合
岩 崎 郁 子	金沢市青果食品商業協同組合
山 内 由美子	近江町市場冷蔵庫協同組合
西 村 洋 子	石川県鉄骨工業協同組合

(氏名)	(組合名)
樋 本 有 理	協同組合ユー・エス・ジー
灘 地 進	協同組合ユー・エス・ジー
萬 砂 洋 美	輪島市商業協同組合
松 新 美代子	石川県花商事業協同組合
板 井 末 美	協同組合日本ビジネスロードセンター

(組合設立年次順)

(敬称略)

# 平成 17 年度 中央会事業について

平成 17 年度中央会事業計画の概要は次のとおりです。

## ○基本方針

我が国景気は、回復基調にあると言われているが、実質 GDP 成長率が 3 四半期連続のマイナスになるなど、在庫調整や原油価格の高騰等により景気回復のテンポに減速感が見られ、踊り場的な状況にさしかかっています。

県内中小企業は地域・業種によって景気のはこう性がみられる中、総じて景気回復の兆しは見え、受注量の減少や海外製品との競争激化等による販売価格の低下、中心商店街の衰退、地場産業の低迷等、容易ならざる状況が続いており、加えて、情報技術革新やグローバル化に伴う急激な構造変化にも直面しており、中小企業の経営環境は未だに厳しい状況にあります。

こうした中、中小企業の協同組織たる中小企業組合は解散数が設立数を上回る逆転現象がここ数年続くなど弱体化は否めず、又、組合員の倒産・廃業による組合員の減少傾向に歯止めがかからず、経営者の世代交代等と相まって、組合の存立基盤をもゆるがしかねない非常事態に直面しております。

中小企業組合を基盤とする中央会にとっては、今こそ全役職員が一丸となって知恵を結集し、組合強化運動に取り組み、中小企業組合が事業者にとって真に必要な組織であり、社会的にも有用かつ信頼できる組織でありえるよう総力をあげててこ入れし、その活性化に取り組むべき正念場であると認識しております。

折りしも、本年は中央会創立 50 年という記念の年にあたります。

50 年の節目の年を迎えるにあたり、既存事業の拡充強化はもとより、中小企業を支援する 3 法律を整理統合した「中小企業新事業活動促進法」が新たに成立、施行されたことに伴い、これに積極的に対応、「新連携」への取り組み強化を図る等、創設の原点に立ち返り、会員団体にしっかりと軸足を置き、より高度な支援体制を構築し、組合支援活動の基本である巡回指導（訪問・対話運動）をベースに、「行動する中央会」「提案する中央会」をモットーに、これまで蓄積してきた組合をはじめとする中小企業連携組織という中小企業のネットワークを生かしつつ、中小企業組合の中核的支援機関として中小企業の振興に全力を傾注、事業の充実強化を図るとともに、以下の活動を重点として積極的な事業活動を展開していく所存であります。

## ○重点活動目標

1. 中小企業組合組織の強化と多様な事業活動の展開
  - ① 未組織中小企業者の組織化の推進
  - ② 既存組合の新事業展開等、活性化への積極的支援
  - ③ 商工組合の組織強化、業界組織の見直し・再編への支援
2. 中小企業組合以外の多様な連携組織への支援
3. 中小企業新事業活動促進法による新連携及び経営革新等への支援

#### 4. IT化推進のための積極的支援の展開

- ① 組合を基盤とする中小企業のIT化推進への支援
- ② 中央会電子認証システムの普及促進
- ③ 組合運営等におけるIT化の推進
- ④ 中央会情報発信機能の強化とIT活用による支援機能の強化
- ⑤ 情報関連各種法制度等への対応支援

#### 5. 組合等を活用した雇用・労働関連事業の推進

#### 6. 循環型社会の構築・安全問題等社会的課題への取り組みに対する支援

#### 7. 地域産業集積活性化、ものづくり基盤強化への支援

#### 8. 中小小売商業、サービス業、卸売業の育成振興及び中心市街地活性化推進等街づくりの推進に対する支援

#### 9. 下請中小企業等に対する支援

#### 10. 官公需適格組合の発注機関の電子化への対応と受注機会確保の推進

#### 11. 青年部及び女性部活動に対する支援

#### 12. 中小企業の国際交流の推進

#### 13. 中小企業の総意を政策に反映させるための中小企業活力強化集会の開催

#### 14. 中小企業関係機関との連携・協力関係の強化

#### 15. 中小企業施策の周知徹底及び中央会・組合活動のPRの推進

#### 16. 中央会創立50周年記念事業の開催

## I 中小企業連携組織対策事業

### 1. 組合等の指導事業

- (1) 実地指導事業
- (2) 窓口相談事業
- (3) 指導資料の作成整備

### 2. 地域産業実態調査事業

- (1) 組合特定問題実態調査
  - ① 中小企業労働事情実態調査
  - ② 事業協同組合実態調査
- (2) 多角的連携指導強化事業
- (3) 創業支援アライアンス事業
- (4) 組合特定問題研究会
  - ① 懇談会の開催
  - ② 研究会の開催

### 3. 組合等への情報提供事業

- (1) 組合活性化情報提供事業
- (2) 資料収集加工事業

### 4. 組合指導情報整備事業

### 5. 組合情報化推進研修事業

### 6. 官公需資料作成普及事業

### 7. 中小企業団体情報連絡員の設置事業

### 8. 中小企業連携組織支援事業

- (1) 個別専門誌同事業
- (2) 多角的連携指導事業
- (3) 組合情報化現地指導事業
- (4) 組織化集中指導事業
- (5) 講習会開催事業

## Ⅱ 戦略的連携組織支援事業

1. 組合等への間接事業
  - ①組合新規事業創造補助金
2. 小規模組合支援
3. 人材養成事業
4. 地域ブランド創生事業
5. 組合活動戦略化モデル事業
6. 組合コンプライアンス事業

## Ⅲ 特定指導事業

1. 小企業者組織化指導
  - (1) 小企業者組織化特別指導
  - (2) 小企業者組織化特別研究会への参加
  - (3) 小企業者組織化特別講習会の開催
  - (4) 組合研究集会に対する助成
  - (5) モデル組合の指定及び助成
2. 官公需受注対策事業
3. 調査研究事業

## Ⅳ 協同組合等強化事業

1. 組織支援事業
  - (1) 組合設立支援
  - (2) 組織化強化事業
  - (3) 近代化促進事業
  - (4) 小規模組合、産地組合振興対策
  - (5) 金融支援事業
  - (6) 高度化推進事業
  - (7) 労働支援事業
  - (8) 経営改善支援事業
  - (9) 地域中小商業対策
  - (10) 共済制度推進事業
2. 人材養成事業

3. 調査研究事業
  - (1) 調査事業
  - (2) 資料刊行事業
4. 振興事業
  - (1) 中小企業振興事業
  - (2) 企画調整事業
  - (3) 組合等交流促進事業
  - (4) 厚生事業
5. 組合等経営戦略相談支援事業
6. 組合青年部強化支援事業
  - (1) 青年経営者能力強化事業
  - (2) 青年部連携強化事業
7. 協同組合国際化推進事業
8. 環境適応対策事業
9. 組合女性部強化支援事業
  - (1) 女性経営者能力開発事業
  - (2) 組合女性部連携強化事業
  - (3) 組合女性部啓蒙推進事業
10. 中小企業産業別新世紀支援指針策定事業

## V 地域求職活動援助事業

## VI 65歳雇用導入プロジェクト

## VII 中小企業景況調査事業

## VIII デュアルシステムコーディネーター配置事業

## IX 中央会創立50周年記念事業

## 第 29 回 青年中央会通常総会開催される

平成 17 年度青年中央会通常総会が 6 月 4 日（土）午後 5 時からホテル日航金沢において、来賓として石川県商工労働部経営支援課 福田涼一課長、商工組合中央金庫金沢支店 鈴木英樹次長、石川県中小企業団体中央会 五嶋耕太郎会長、小山秀昭専務理事を迎え、89 人の出席者のもと開催されました。

総会は、小林理事の司会進行により開催、松本会長の挨拶のあと、来賓紹介及び祝辞があり、議長に松本会長を選任し、第 1 号議案「平成 16 年度事業報告、収支決算並びに剰余金処分（案）承認の件」、第 2 号議案「平成 17 年度事業計画並びに収支予算決定の件」、第 3 号議案「平成 17 年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」の 3 議案が上程され、全て原案どおり承認可決されました。

総会に引き続き、第 3 回ビジネス交流会、懇親交流会が行われ盛会裏に無事終了しました。

第 3 回ビジネス交流会では、「伝統産業における新商品開発」をテーマに、協同組合加賀友禪染色団地青年部 専匠倶楽部によるプレゼンテーションが行われました。着物、風呂敷、スカーフ等を天然染料を使った染色技法「草木染」により染め上げた試作品を展示、染料となる植物の選定や発色・定着のための媒染剤の選定、それぞれの染料の採取時期や場所、染め方等により色合いが変わること、それを活かすことが草木染の醍醐味であることなど発表していただきました。



松本会長の挨拶



総会風景



専匠倶楽部



草木染の試作品

# 第22回 石川県中小企業団体事務局協議会 通常総会開催される

平成17年度の石川県中小企業団体事務局協議会通常総会が6月14日（火）金沢都ホテルにおいて開催されました。

総会では、門前会長の挨拶のあと、議長に村田副会長を選任し、上程された4議案すべて原案どおり承認可決されました。

また、総会終了後、株式会社金沢倶楽部 山田元一社長をお迎えし「時代の読み方」をテーマに講演会が開催され、引き続き場所を移動し交流懇親会を開宴、来賓として、石川県商工労働部経営支援課長 福田涼一氏、同 産業政策課長 菊川人吾氏、商工中金金沢支店長 小田切弘文氏、当会からは 五嶋耕太郎会長、小山秀昭専務理事、近藤保夫事務局長が招かれ、和やかな内に懇親の会を終了致しました。

## ◇ 平成17年度事業計画

### 1. 組合事務局人材養成事業

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1) 役職員等研修事業   | 年2回（金沢市、他）     |
| (2) 先進事例視察研修事業 | 年1回（愛知万国博覧会ほか） |

### 2. 組合運営研究事業

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 部会別研究会 | 年2回   |
| (2) 全体研究会  | 年1回以上 |

### 3. 組合情報提供事業

## ◇ 留任された会長・副会長の皆様です

会 長	門 前 重 厚	石川県プレス工業協同組合	専務理事
副 会 長	村 田 純 一	ウイング北陸総合衣料商業協同組合	専務理事
同	関 戸 孝	協同組合金沢問屋センター	専務理事
同	能 村 良	石川県総合建設業協同組合	事務局長
同	辻 井 邦 彦	石川県撚糸工業組合	常務理事



門前会長挨拶



総会風景

## 第5回 中央会女性部通常総会開催される

中央会女性部の第5回目の通常総会が5月17日（火）ホテル日航金沢において、来賓として石川県中小企業団体中央会 五嶋耕太郎会長を迎え、46人の出席者のもと開催されました。

総会は、山岸淑子会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に山岸会長を選任し、第一号議案「平成16年度事業報告、収支決算並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成17年度事業計画並びに収支予算決定の件」、第三号議案「平成17年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」の三議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

今年度、女性部では、女性部活動の更なる活発化を事業目標とし、地区別・業種別単位の研修又は単独女性部が実施する研修等への積極的な支援を行います。



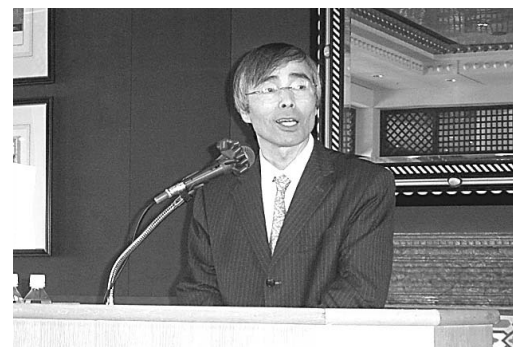
山岸会長挨拶



総会風景

総会に引き続き全体研修会として、株式会社ぶどうの木 本昌康社長より、新事業「コンフィチュール・エ・プロヴァンス」についての経緯、経営の原点や手法等について講話を頂き、参加者の興味と士気を高めました。

その後、和気藹々の雰囲気の中、昼食を兼ねての交流会が開催されました。



本社長による講話

※「コンフィチュール」はフランス語でジャムのこと。野菜やミルクなどこれまでにない素材を使い、酒やスパイスを加えるなど、常識を覆すものがこの名を冠して登場している。昨年10月、東京・銀座に専門店をオープン、フランス・プロヴァンス地方に工房があり、現地の市場や農家から仕入れた野菜や果物に果汁の糖分で甘味をつけたジャムを製造し、日本に直送している。開発した商品は約100種類。ウリの仲間やピーマンなど従来のジャムからは想像できない原料もあるが、料理のソースや添え物としての提案も目立ち、おしゃれな食材になりつつある。

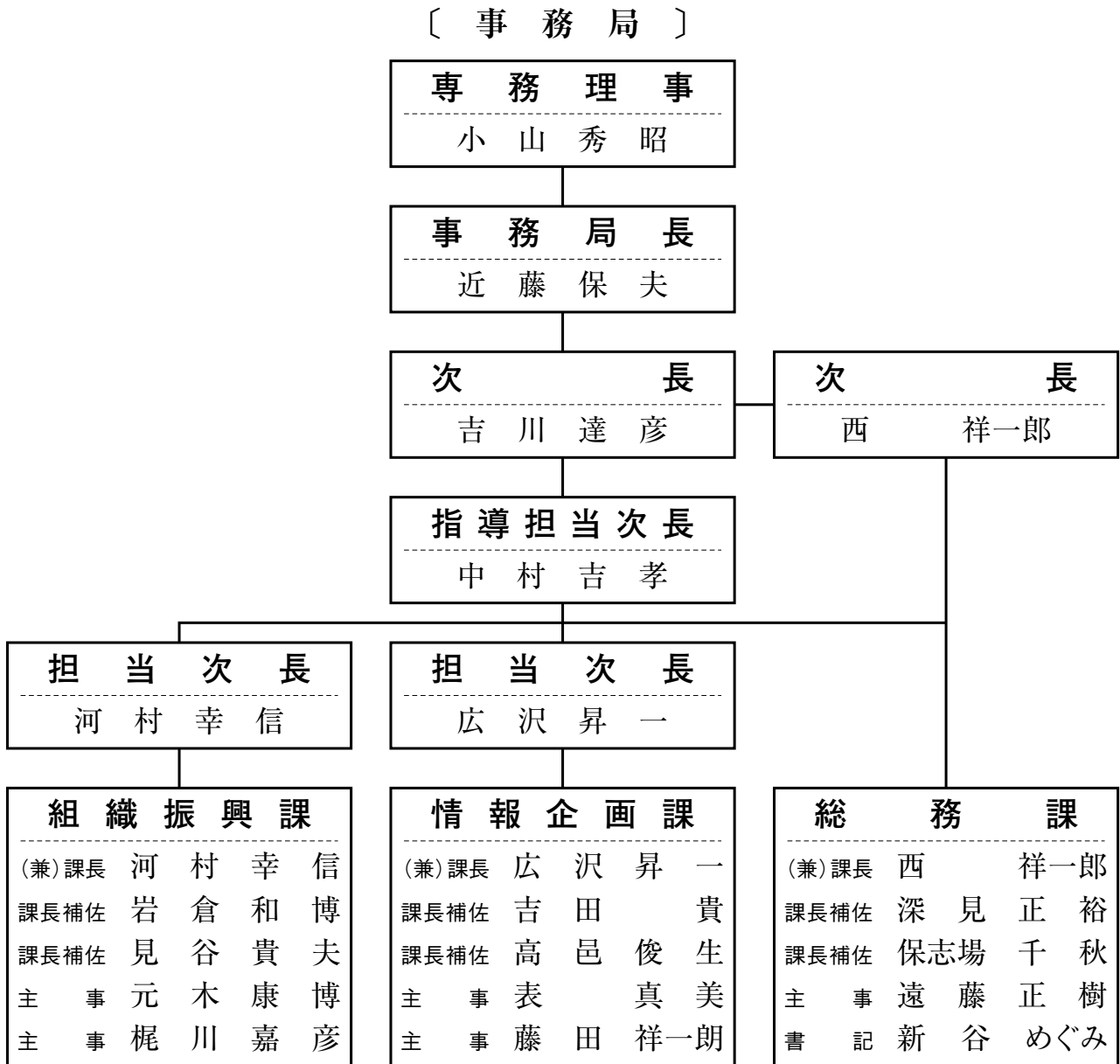


# 平成 16 年度 県内新設組合紹介

平成 16 年度、県内では 17 組合が新たに設立されました。ここでは、17 組合の概要について紹介します。

組 合 名	業 種	地 区	組 合 員 数	出 資 金 (千円)	事 務 所 所 在 地	代 表 者 名
石 川 県 電 報 サ ー ビ ス 企 業 組 合	サービス業	金沢市 小松市 加賀市等	15	1,010	石川県金沢市 彦三町2丁目9番地1号	中森 武夫
金 沢 市 学 校 給 食 青 果 納 入 協 同 組 合	小売業	金沢市	41	4,100	石川県金沢市 西念4丁目6番1号	須田 幹雄
石 川 中 央 土 木 測 量 協 同 組 合	建設業	金沢市 野々市町 白峰村	4	1,000	石川県金沢市 額谷1丁目40番地	竹村 忠男
環 事 業 協 同 組 合	異業種	小松市 羽咋市 志賀町	4	800	石川県小松市浮柳町ト37番地	田村 義彦
か な ざ わ 竹 林 協 同 組 合	異業種	金沢市 輪島市	10	1,000	石川県金沢市月浦町ハ4番地	林 敬
金 沢 建 物 解 体 業 協 同 組 合	建設業	金沢市	10	1,000	石川県金沢市舘町ヌ6番地	今村 照男
能 都 町 管 工 事 協 同 組 合	建設業	能都町	8	1,200	石川県鳳珠郡 能登町字宇出津タ字70番地8	三宅 一良
輪 島 衛 生 協 同 組 合	サービス業	輪島市	6	1,200	石川県輪島市 気勝平町52番地29	裏野 道夫
N G P 北 信 越 リ サ イ ク ル 協 同 組 合	卸売業	石川県 富山県 福井県等	9	3,000	石川県金沢市湊3-3-2	佃 正人
か ほ く 市 建 設 業 協 同 組 合	建設業	かほく市	24	7,200	石川県かほく市浜北ハ6番地	澤本 敏
白 山 フ ァ ッ シ ョ ン 連 合 協 同 組 合	繊維工業	松任市 川北町 美川町	5	1,500	石川県能美郡川北町 与九郎島15番1号	橋本 慎太郎
国 際 ビ ジ ネ ス 事 業 協 同 組 合	異業種	金沢市	5	4,000	石川県金沢市御影町1-3	新保 則人
か ほ く 一 般 廃 棄 物 事 業 協 同 組 合	サービス業	かほく市 津幡町 内灘町	7	4,000	石川県かほく市松浜ホ25番地	蔵岡佐一郎
あ か し あ 事 業 協 同 組 合	異業種	金沢市 七尾市 小松市等	12	1,000	石川県金沢市 弥生2丁目7番23号	川 祐一郎
白 山 市 古 紙 協 同 組 合	卸売業	白山市	5	1,000	石川県白山市村井町330番地	板尾 達雄
協 同 組 合 シ ス テ ム ・ サ ン ラ イ ズ	異業種	金沢市 かほく市 松任市等	10	1,000	石川県金沢市畝田中1丁目12番地	林 茂
野 々 市 町 造 園 業 協 同 組 合	建設業	野々市町	11	1,100	石川県石川郡野々市町 末松2丁目81番地	栗山源一郎

# 平成17年度 中央会事務局組織図



- ・創業アライアンス事業に関すること
- ・デュアルシステムコーディネート配置事業
- ・組合コンプライアンス事業に関すること
- ・組合活動戦略化モデル事業に関すること
- ・地域求職活動援助事業に関すること
- ・多角的連携指導事業に関すること
- ・特定指導事業に関すること
- ・国際化推進事業に関すること
- ・65歳雇用継続雇用達成事業に関すること
- ・高度化推進・近代化促進事業に関すること
- ・労働支援事業に関すること
- ・中央会女性部に関すること

- ・地域ブランド創生事業に関すること
- ・人材養成事業に関すること
- ・ネットワーク運営に関すること
- ・組合指導情報整備事業に関すること
- ・組合情報化現地指導事業に関すること
- ・WEB構築支援事業に関すること
- ・金融支援事業に関すること
- ・環境適応対策事業に関すること
- ・組合活路開拓実現化事業に関すること
- ・活性化情報・会報等に関すること
- ・組合情報化推進研修事業に関すること
- ・青年中央会に関すること

- ・予算・決算に関すること
- ・会員の加入促進に関すること
- ・中小企業振興事業に関すること
- ・厚生事業に関すること
- ・中小企業懇話会に関すること

## 第57回 中小企業団体全国大会 (北海道)のご案内

第57回中小企業団体全国大会が、来る9月15日(木)札幌市において開催されます。本会では、全国大会参加を盛り込んだ視察旅行を計画いたしましたので、ご案内いたします。

- 期 間 平成17年9月14日(水)～16日(金)
- 大会開催日 平成17年9月15日(木)午後10時開会
- 開催場所 北海道札幌市「札幌ドーム」
- 行程及び参加費 2泊3日 お一人様87,000円

月日	コ ー ス
9/14 (水)	小松空港(10:30頃)→新千歳空港(12:00頃)→道産市場(昼食)→千歳IC→小樽IC→ にしん御殿小樽貴賓館《大正時代に建てられた鯉の網元の別邸》→ 北ーヴェネツィア美術館《ヴェネツィアの貴族の暮らしを再現した美術館》→ 札幌自動車道→札幌市内泊(17:00頃)
9/15 (木)	ホテル(9:00)→第57回中小企業団体全国大会「札幌ドーム」(10:00～13:00頃)→白老IC→ 白老ポロコタン《アイヌ文化伝承の里》→登別東IC→ 地獄谷《噴煙たなびく爆裂火口はまさに地獄の様相》→登別温泉泊(17:00頃)
9/16 (金)	ホテル(9:00)→登別東IC→苫小牧西IC→支笏湖観光遊覧船《国内有数の透明度を誇る支笏湖の湖上遊覧》 →道産市場(昼食弁当積込&ショッピング)→新千歳空港(13:00頃)→小松空港

※コースについては、事情により変更する場合があります。

## 個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、事業運営等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。また、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

\*連絡先 (TEL) 076-267-7711

### 《 日 程 》

開催日	時 間	内 容	専 門 相 談 員
7月 8日(金)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井昭衛
	13:00～15:00	法 律 相 談	弁護士 久保雅史

### 《 場 所 》

金沢市鞍月2丁目20番地

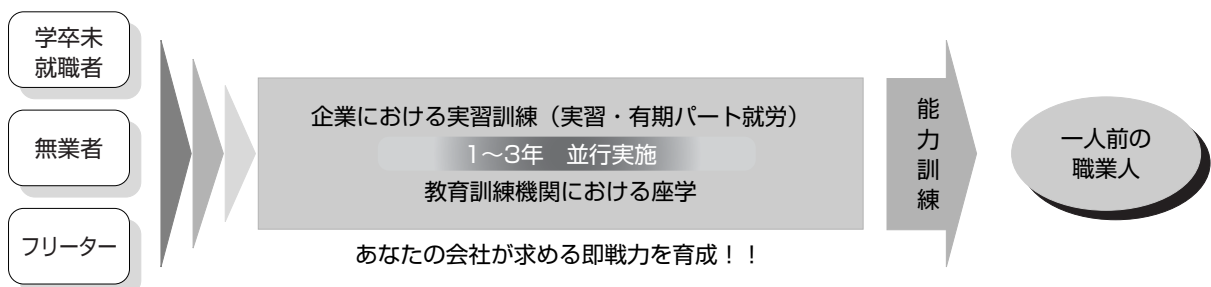
石川県地場産業振興センター新館5階 石川県中小企業団体中央会 会議室

あなたの会社が求める若い人材をあなたの目で発掘して  
教育訓練機関とともに育ててみませんか

## —日本版デュアルシステム 参加のお誘い—

### ●日本版デュアルシステムとは…

若年者を一人前の職業人に育てる新たな人材育成プログラムのことで、ひとことで言うところ「働きながら学ぶ、学びながら働く」という制度です（平成16年度より厚生労働省が全国で開始）。具体的には、企業での実習訓練と、専修学校や公共職業訓練施設等における座学とを組み合わせることで、修了時に能力評価を行います。



### 企業にはこんなメリットがあります…

- 就職意欲を持った若い人材を比較的容易に確保し、あなたの会社が求める即戦力を育成することができます
  - 実習あるいは有期パート等で能力と適性を見極めて、正規雇用につなげられます
  - 企業の繁閑にあわせた要員計画に沿って訓練生を受け入れることにより、訓練を実施しつつ若いフレッシュな人材を貴重な労働力として活用することができます
  - 教育訓練機関で体系的な知識や技能を並行して習得させることにより、企業の訓練コストを下げるすることができます
  - 訓練生を戦力化すると同時に、指導する立場の従業員を育成することができます
- ※企業が訓練生を「雇用」という形で受入れて訓練を実施する場合には、立上げ時の費用助成や賃金・訓練費用助成等の支援策（キャリア形成促進助成金の拡充）が用意されています。
- ※キャリア形成促進助成金の支給要件等の詳細については検討中です。

### ●企業の皆様へのお誘い…

民間の専修学校等や公共職業訓練施設が訓練生として入学させた若年者を受入れてみませんか。職業能力開発についての経験やノウハウが十分にある教育訓練機関が企業の皆様と協力して訓練計画を策定し、1～3年にわたって座学と実習を並行して実施します。

問い合わせ先：石川県中小企業団体中央会

## 65歳雇用導入プロジェクト事業だより

昨年から実施しております「65歳継続雇用達成事業」については、今年度も引き続き行いますが、事業名が「65歳雇用導入プロジェクト」事業に変更になりました。事業は、昨年と同様内容的には変わりませんが「高年齢者雇用等安定法」の改正を受け、各企業に改正法の導入に向け普及推進に努める考えです。

又、高年齢者雇用で実績を上げている先進的な企業を、昨年、福井県にある有限会社谷口屋を視察いたしました。その視察内容をご紹介します。

【訪問先】	有限会社 谷口屋
【所在地】	福井県坂井郡丸岡町上竹田 37-26-1
【代表者名】	代表取締役 谷口 誠
【業種】	油揚げ、豆腐の製造販売、同レストランの経営
【社員数】	21人
【企業理念】	谷口屋の油揚げで家族の団らん 油揚げの世界発信

### 会社概要

丸岡町上竹田は石川県山中温泉から丸岡町に抜ける国道364号線沿いの、石川県境に近いひっそりとした山間の集落である。

谷口屋はこの地で創業80年の歴史を誇る高級豆腐の老舗である。現社長が幼い頃にはこの集落に350世帯が生活しており、集落内に2件の豆腐屋があった。しかしながら昨今では150世帯にまで減少、豆腐屋も同店だけが残っている。このような地域衰退の環境の中で、当初現社長の谷口誠氏は家業の豆腐屋を継がずに地元郵便局に就職、簡易保険の営業などを行っていた。

地域のお客様の、谷口屋の豆腐や油揚げは美味しい、店を続けて欲しいとの言葉をきっかけに、家業を継ぐ決意をした谷口社長は、平成7年にこれまでの店売りに加え、製造、販売、そして揚げたての油揚げ料理を味わうことが出来る現在の店を開店させた。これは、店売りをしていたときに、お客様が待ちきれずに店頭で直接食べ出したのがきっかけである。

谷口屋の豆腐と油揚げのおいしさの秘密は、白山禅定水と名付けた水にある。厳選された大豆に地下水のまろやかなうまみがたっぷりと染み込み、独特の風味を醸し、特にその豆腐を長い時間手間をかけながら揚げた「竹田のあげ」は絶品で、全国から注文が相次いでいる。

今後は油揚げを世界に向けて発信し、家庭の団らんに貢献したいと考えている。

## 雇用の継続について

### ・導入の経緯

正社員の他に派遣・パート社員などを含めると30名近くのスタッフを抱えている。うち55歳以上のシニアは4分の1程度である。職種は豆腐・油揚げの製造、洗い場、店舗販売、調理などである。なお、男女の構成は半々である。

有限会社として法人化した平成10年当時に就業規則にて定年を60歳と定めた。しかし熟練を要する製造の現場や、洗い場などの軽作業では、60歳で職場を去るのはまだまだ早いと感じていた。特に製造現場の従業員には今後も働いてもらい技術の伝承を図ってもらいたいとの希望もあった。そのような話を社労士に相談したところ、継続雇用制度導入の提案があった。

### ・継続雇用の形態

従業員が60歳に達した時点でいったん退職してもらい、以後1年ごとに雇用契約を結び、これは特別のことがない限り65歳まで継続される。また希望者全員を対象としている。定年の1ヶ月ほど前に対象者と随時相談して、本人の希望を聴取した上で新たな雇用契約を締結する。

### ・待遇面での変化

定年時に給料は下がるが、シニアの持つ経験や技術にふさわしい技能手当を思い切って付与して、調整を図っている。

### ・シニアを継続して雇用する際に考慮したこと

若者と比べ体力が低下しているシニアが働きやすい職場とするために、作業環境の改善には特に気を配っている。材料の上げ下げを機械化したり、にがりを打つ機械の高さを調節してキャスター付きにしたり、また、夏場の作業負担を軽減するためのファン付作業服の研究などさまざまな工夫をしている。中でも、柄杓で熱い油を汲み上げる危険で負担のかかる作業は、機械メーカーに油を冷却する機械を特注して製作し、手待ち時間の短縮や作業効率の向上、危険の除去などに大きく貢献した。これらはいずれも社内提案制度の成果である。

### ・その他

1年ごとの契約更改は、その都度「もう一年がんばるぞ」という自覚をシニア従業員に促しており、社内の活性化に一役買っている。前述の提案制度や、全従業員に対する誕生日のケーキプレゼントなど、従業員満足の向上に努めている。

社長、経営企画室長が日本経営品質賞の認定セルフアセッサーで、全社的に経営品質向上に取り組んでいる。

当社の豆腐・油揚げ製造については秘伝の技術であるので、全社員と守秘義務契約を結んでいる。

65歳までの継続雇用制度を行っているが、65歳という年齢はまだまだ若いと実感しているので、定年を65歳まで延長することも考えている。

# 県内の情報連絡員報告

■ 5月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	パン・菓子製造業	<p>組合運営の主な事業である学校給食パンの製造について毎年3%減、組合員の企業運営が厳しく受託を返上する企業が出ている。この問題は各教育委員会、学校、市町村、委託業者が先行きを真摯に考える時と思われる。</p> <p>5月の連休での百工展（金沢城公園での博覧会）も昨年比、観光客数が減少のため、やや売上が伸びなかった。</p>
		味材料製造業	5月度の醤油出荷量は前月比でかなり増加したものの、前年同月比では微減となった。
	繊維・同製品	織物業	<p>原油価格の高騰から原材料費の上昇及び輸送コスト等の上昇となっている。</p> <p>絹分野では平成17年1月1日より原材料の生糸の規制が残されたまま絹織物の輸入が自由化され海外激安製品の圧迫が更に強まり多品種、極小ロットの発注に終始し、これまで幾多の困難にも増して厳しい状況で推移している。合繊分野ではデザイン性のあるインテリア、極細分織物など差別化織物で好調なものも点在し、特にインテリアカーテン分野では検査基準が厳しく、品質面でも海外製品と競合しないため比較的安定した注文が見られるが、強い低コスト要請や開発費の圧迫により採算性は厳しい。以上から必要な設備投資までの利益確保は難しく、新商品開発に伴う設備改良が精一杯で、新設備投資計画は極僅かなものになっている。</p>
		その他の織物業	<p>連休明けに一部持ち直しの傾向が見られたが、中旬以降悪化。</p> <p>5月度は依然として、受注・生産・販売ともに重い足取りで増加は見られず、低迷状況が継続している。日本経済全体の好転が、一般消費を押し上げ、我々を取り巻く環境への波及改善を期待しながら、現状を乗り越えていかざるを得ないだろう。</p>
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	<p>杉材においては安値で推移しており、档材においては単価下落で先行きが不安である。档材使用の仕事も減っている。</p> <p>5月度は、前年比やや減と目立った事にはなっていないが、日々富山県勢の低価格攻勢が激しく、例年6月、7月の最盛期の売上に対する影響を非常に危惧している。</p>
	窯業・土石製品	砕石製造業	5月の組合取扱い出荷量は、対前年同月比生コン向け9.8%増、アスファルト合材向け58.3%増、全体量でも13.7%増となったものの、H16年5月が大幅な落ち込みであったため、厳しい状況は変わらない。このような中4月に続き、5月より新たに一社が生産部門の共業化をスタートさせた。
		陶磁器・同関連製品製造業	事業組合の一つである九谷焼販売協同組合の新カタログの発行や、6月初旬に名古屋で新作展示会等の動きがあり今年度の景況を占う機となる。
		生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、17年5月末現在、前年同月比101.4%で横ばいの状況である。5月の地区状況は、金沢地区のみがプラスとなったが、その他の地区はマイナスとなった。官公需及び民需で見ると、官公需は、公共事業の減が大きく影響しており前年同月比94%と落ち込んでいる。一方、民需は、金沢・加賀地区で大きく伸びて県全体で110%となった。県全体を数字的に見れば、前年度同等であるが低量の前年度を考えると先行きが大変不安な状況にあり、金沢、加賀地域に比べ能登地域の減が大きい。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	石川中央鉄工センターの期末数字を集計すると過去最高の売上を上げ、利益計上も最高の数字を出すことが出来た。昨年度よりも売上が11.5%も増加し、経常利益も前年同月比15.5%増化した。
		非鉄金属・同合金圧延業	前月と同様、特に変化は認められない。
		鉄素形材製造業	業況には、目立った動きはなく、生産量も横這い状況である。値上げ交渉も、交渉は継続しているものの、一息ついた感じである。その他に、第18回石川県中小企業技術交流展に組合として出展し、多くの方がブースを訪れられ、鋳物をアピールできた。また、受注に繋がる話も何件かあった。
			当工業団地における組合員企業の現状は総じて良好であると思われるが、当期においては決して楽観は出来ない。ある経営者の弁によると、昨年度来の原材料（鋼材等）及び石油等の値上げに販売価格の上昇が見合わず増収減益となる見込みとの事。
	機械器具の生産	仕入れ材料の高騰が何日まで続くのか不安である。	
	一般機器	機械、機械器具の製造又は加工修理	繊維機械関連機器の輸出が多い当地として、昨今の対中問題につき商売で影響を受けるのではないかと懸念をK社社長から漏れ聞いた。今後が心配である。ようやく建設機械・自動車関連での工作機械の好調さに加え、繊維機械も好調に輸出が始まったところである矢先でもあり、今後の日中関係を注視すべきではないだろうか。
		繊維機械製造業	繊維機械メーカーの生産は1年以上続いた低迷状態を脱して、ようやく回復傾向が見えてきた。しかし主要市場である中国の動向（投資抑制・元の切上げ・反日機運の行方等）や、原材料の高騰、支給材料の遅れ、工賃の引き下げ要求など懸念材料も多い。
		機械工作钣金加工	自動車業界の好調により活況。鋼板の値上分の価格転嫁が困難である。
		機械器具及び其の他金属製品の製造	小松製作所関連の受注状況は活発で、見通しは明るい。公共事業関連は依然低調である。一方、セキュリティ関連機器の分野では個人情報保護法や不当競争防止法等に対応して金融機関のセキュリティ分野で、伸びが予想できるが、まだ特段の動きはなく、状況を静観しているようである。
		機械金属、機械器具の製造	5月初の連休期間中の操業も一部に行われており、相変わらずの高水準を維持している。この状態はしばらく続きそうだ。懸念材料であった繊維機械関連も上向き傾向にあり、このまま安定的に推移していくことが期待できそう。
その他の製造業	漆器製造業	近代漆器業界では機能、デザイン、ブランド等での差別化を図った提案型商品開発等への金型投資が昨年比に比べて積極的な企業も見られるが、ごく一部の動きにとどまっており、産地全体の減少傾向は変わらない。また伝統的な木製漆器業界では産地見本市での新商品提案を行うなどの努力を重ねているが実を結ぶまでには至らず、組合カタログの売上額も昨年対比大幅に減少している。	
非 製 造 業	卸売業	繊維品卸売業	不需要期に向い、売上は減少気味である。季節要因か、業界がそのようになってしまったのか判断材料はない。一過性のものであることを期待したい。
		農畜産物・水産物卸売業	売上高は減少を続けているが、5月分は特に減少が著しい。
		一般機械器具卸売業	稼働日数も少なく、受託需要も年度始めて今ひとつ出ていません。箱物といわれるビル、工場関係も価格の落ち込みが激しく思ったより売上に貢献していません。4、5月と前年割れの数字の組合員がほとんどで、先が思いやられます。金沢市内を見渡しても官公庁の建設中の建物は一つも見当たりませんでしょう。かろうじて食い繋いでいると言うのが現状です。



	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	小売業	燃 料 小 売 業	原油価格が上昇したことから仕切り価格は4月に引き続き上昇し、小売価格は10年ぶりの高値となった。
		機 械 器 具 小 売 業	平成17年4月度地域店最終伸びは114%であった。5月に入ってから前半は連休等で地域店からの売れ行きは今一步であったが、中旬以降、個展や合展の開催により、デジタルAV関連機器（大型液晶・PDPテレビ・DVD等）が好調に売れ、前年伸び105%程度は確保出来た模様。ただ、ルームエアコンの売れ行きは前年を下回っており、これが回復しないと6月以降の商戦が厳しくなる。
		男 子 服 小 売 業 婦 人 ・ 子 供 服 小 売 業	「母の日セール」催事は低調であった。昨年より衣料品ギフトから贈答品が生花、飲食、健康に関する付属品へと変化した。景況が少しは良かったとは言え、消費にはまだ結びつかない（前年同月比96.5%）。
		鮮 魚 小 売 業	全般的に販売不振。要するに売れないの一言。漠然としているが、売れない原因がなかなか見えてこないから始末が悪く、対策に苦慮する。
		百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	5月の売上高は予算比91.7%、前年比98.3%で若干前年を下回った。5月のポイントであるゴールデンウィーク・母の日・それに当SCの特別ご招待会のすべてにおいて前年を下回ったのが原因にある。部門別では、ファッション114.4%、服飾貴金属が91.4%、生活雑貨が98.5%、食品が96.8%、飲食が89.7%、サービスが81.6%であった。サービスが特に悪いのは、一店舗退店が原因である。また客数が前年比95.1%であり売上前年割れの要因であった。今後は集客性の高いイベントを行うことが売上アップの近道であるのかもしれない。
		米 穀 類 小 売 業	経済動向は回復過程に入り、次第に接続的に成長軌道に移行していく可能性が高いと見込まれている。一方米販売は、消費者の安値志向が強く、複数原料米の販売が多いようです。米購入先のアンケートによるとスーパーマーケットは70%以上で、その原因は消費者好みの製品や値ごろ感であるようです。販売量は落ち込む一方で、どうにか業務用米販売でカバーしている実情です。
		他に分類されない その他の小売業	名古屋で開催している愛地球博の影響により観光客の減少はたいへん大きく、業界は厳しい。兼六園周辺は台湾からの観光客のみが増加している。
	商店街	近 江 町 市 場	観光客の減少、来街者の減少、物品販売の減少が見られる。しかし、飲食関係は増の傾向が見られる。
		尾 張 町	不思議な現象というのか。年度末や年度初めは、比較的静かだったのに、5月に入ると賑やかとなり、仕事にも忙しさが出てきている。様子見の状態が続いていたのか、連休で加速されたのか、確かに人出は目立つようになり、商店の賑わいも少しずつ加速されている。このまま勢いがついて、景気が上向きになれば嬉しい限りだが、予断は厳しい。確実さ、継続さ、安心さなどいろいろなことが要求されるようになり、それが得られることは当たり前というか基本になりつつある。単に物を売るだけでなく、目に見えない付加価値が問われるようになることは、D社のような安売りだけの商売と一線を画す小売り専門店にとっては幸いなことなのかもしれない。
	サービス業	旅 館 、 ホ テ ル	5月の連休明け以降の平日の宿泊客は全体的に減少ぎみである。昨年同様となっている。市内で大規模なイベントを開催する等、観光関係と連携する必要がある。
他業種、特定の業種の景況が良くても、なかなか宿泊事業の方にまで影響が、効果がめぐって来ない様な気がする。消費者に解りやすい考え方をしないと、なかなか顧客増には結び付かない。じわじわ万博の影響が出てきている。			

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	サービス業	旅館、ホテル	個人客は増加傾向にあるものの、宿泊客、日帰り客及び売上、消費額ともに大きな減少となり、極めて厳しい状況にある。要因としては、旅行人口の減少、愛知万博の影響力、観光地の魅力化(温泉地全体及び個々の旅館の商品力)、情報発信のための力不足(経済力)などが考えられるが、これら社会の諸情勢に影響されない基盤づくりが肝要である。しかし、根幹は旅館施設の過剰投資による供給過剰である事が紛れもない事実である。収益状況は、営業努力によつての格差が増す。資金繰りは、良好の所以外は、厳しさが増し先行きに不安がある。
		自動車整備業	継続検査(登録車・軽自動車)実績車両数は、前年同月比4.3%増、前月比では0.6%の減、新規検査(登録車・軽自動車)車両は、前年同月比4.4%増、前月比は3.6%減の減で推移している。平成17年度に入り、全体的に増加傾向であるので、これからの動向を注視していきたい。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は前年同月比の30.1%の増となった。内訳としては、民間土木は20.1%の減、民間建築は64.9%の増となり、民間としては47.9%の増となった。公共土木は36.7%の増、公共建築は90.4%の大幅な減となり、公共としては0.4%の減となった。公共建築はここ2ヶ月は大幅な減となり、落ち込みが著しい。
		鉄骨・鉄筋工事業	鉄筋業界も全国的に稼働率向上で良好である。受注単価も少しではあるが改善されつつある。
		板金・金物工事業	1. 材料不足(鋼板)に伴う材料費の値上げが問題となっている。2. 受注は多少良くなっているが、収益面では悪化している。3. 特に材料費の値上げと施行価格の据置は経営を悪化させている。
	運輸業	一般貨物自動車運送業	軽油価格が前月比3円以上の値上げ(前年同月比14.5円以上のアップ)。収益面への影響については製造業、建設業、運輸業、サービス業の中小企業の半数が収益が圧迫している。中でもトラック運輸業界の95%が収益圧迫状態と影響は運送業界のみならず社会全体の問題である。運賃転嫁を図り、4月28日に石川県トラック協会は「経営危機突破緊急キャンペーン」強化月間に先駆けて全国で一番早く「経営危機突破総決起大会」を開催し、マスコミを通じてアピールした。
			今年の5月は例年に比し休日が多い年であったが、稼働状況や売上高等は前年通りであった。高騰を続ける燃料(軽油)は5月には更にリッターあたり2~3円値上がりしたため収益状況は一段と悪くなってきている。
		一般乗用旅客自動車運送業	1. 増車傾向変わらず。景気は不変で推移。2. 市中銀行の業界に関するローンの貸付が平均的に厳しくなった。3. 安全運転に関する苦情が多くなった(全国的にも事故件数が5年前に比べ50%増加となっている。割り込みや急発進などプロドライバーとしてのモラルを問われる苦情が多くなった。)。4. 単独企業派と企業間グループ派と協同組合派に色分けされてきた。

### 行政庁・中央会に対する要望事項

集計上の分類業種	具体的な業種	行政庁・中央会に対する要望事項、または関心のある事項、意見等
窯業・土石製品	粘土かわら製造業	地元産瓦は、北陸の気候、風土に適した抜群の耐寒性と両面施釉(表裏に色付け)により塩害劣化防止など様々な特徴を有した瓦を公共建築物への地元産瓦の採用を要望します。
運輸業	一般貨物自動車運送業	原油の値上がりに対し政府備蓄の一部取り崩しや、軽油引取税の上乗せ暫定税率7円80銭の撤廃を要望する。
小売業	他に分類されないその他の小売業	石川県での大型のイベント又は兼六園の世界遺産登録等を希望したい。
サービス業	旅館、ホテル	山中温泉観光地ビジョン策定事業に着手。山中温泉ブランドを目指し作業を進めている。その具現化のための温泉地全体、旅館に対する助成制度の新設。